

信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大沼みずほ君 自由民主党の大沼みずほでござります。

冒頭、熊本地震で亡くなられた皆様に心からの御冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。

総務大臣始め政府の皆様には、政府挙げての支援を私からもお願いさせていただきたいと思いま

す。それでは、質問に移ります。

本日は総務省以外にも、厚生労働省以下、他省政府の皆様にも御出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年の日本年金機構で個人情報流出事案というものが発生いたしまして、多くの国民に不安が生じました。このようなサイバー攻撃を防ぐことができなかつた原因について、まず厚労省から総括的にその原因についてお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(安藤英作君) 御質問にございました日本年金機構の情報流出事案につきましては、

厚生労働省に設置をいたしました外部有識者による検証委員会や日本年金機構の検証委員会において徹底した原因究明や再発防止策の検討を行なうとともに、サイバーセキュリティ戦略本部におきましても原因究明調査をいたしましたところでござります。

その結果、この事案の原因といいたしましては、日本年金機構及び厚生労働省のいずれにおきましても、標的型メール攻撃を始めとしますサイバー攻撃に対する危機意識が低く、インシデントに対処する体制や技術的な対応が不十分であつたこと、また、インシデント発生後の組織内、組織間の情報や危機感の共有が欠如していたこと、それ

から、日本年金機構におきましては組織として的一体感の不足やルールの不徹底等の問題があつたこと等が明らかにされてございます。

これを踏まえまして、厚生労働省におきましては昨年九月に再発防止策を取りまとめ、また日本年金機構におきましても昨年十二月に業務改善計画を取りまとめたということでございます。

内容は、人的な面、組織的な面、業務運営面、

技術的な面等々、非常に多面的な観点から再発防止策を取りまとめございまして、現在、今鋭意

取組を進めているところでございます。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。多方面にいろいろなその原因があつたということでございますが、総務省に伺います。

実践的サイバー防御演習、まさにこのサイバーテロの根幹の部分であると思いますが、厚生労働省及び日本年金機構による過去の受講実績について、それぞれ受講した時期、対象職員、その数及び演習の内容についてお聞かせください。

○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。

サイバー防御演習への厚生労働省の参加でございました。このよろしいサイバーを防ぐことが

できなかつた原因について、まず厚労省から総括的にその原因についてお伺いいたしたいと思いま

す。

す。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

年金機構については事案発生後ということでありましたが、厚生労働省においては、平成二十五年から二十七年にかけて毎年、システム管理者に

おいてこの演習を受けていたということであります。その後に組織内に適切に共有、展開されていたかと

ですが、これがしっかりとやはり組織に持ち帰られ

た後に組織内に適切に共有、展開されていたかと

いうところが重要であつたと思いますが、厚生労

働省にお伺いいたします。この情報共有というの

は徹底されていたんでしようか。

○政府参考人(安藤英作君) お答え申し上げます。

事案発生前の二十五年と六年に間しましては、

当時のサイバーセキュリティを担当しております窓口の担当しております職員が参加をしたとい

うことございまして、それ以外の省内の情報シ

ステム所管部局や日本年金機構に対しまして、訓

練で得られた知見の共有につきましては必ずしも

十分な対応とはなつていなかつたと考えてござい

ます。

その後、先ほどお話を申し上げました再発防止

策におきまして、訓練の充実の中でこの実践的サ

イバー防衛演習の参加拡大についても期待をして

いたしております。厚労省のCSIRT及び省内のシス

テム管理の部署から延べ十六名が参加をして

いていただいております。

それから、年金機構につきましては、情報漏え

いの事案が発生した後の平成二十七年度に初めて

御参画をいただいておりまして、機構のCSIRT

T及び情報管理を担当する部署から三名参加して

いただいております。

特に、受講いただいた演習の内容でござります

けれども、平成二十七年度は年金事案によります

御参画をいただいておりまして、機構のCSIRT

T及び情報管理を担当する部署から三名参加して

いただいております。

の報告、いわゆる縦展開、また組織内で受講内容を横展開、共有するような指導というのはそもそも行われていたんでしょうか。

○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。

委員御指摘のインシデントの縦の報告の件でござりますけれども、インシデント訓練の中で、情

報漏えいがあつたかどうか、あるとすれば、どうしてそう判断したのか、漏えいしたと思われる

具体的なファイル名まで含めまして詳細に上司に報告するという一連の流れを実施しているところ

でございます。

それから、横展開の話でござりますけれども、演習の一組織当たりの参加人数は一チーム当たり

最大で四名ということでどうしても限られています。

ものでございまして、その演習で学んだ内容、教訓をほ

に戻つてから、その演習で学んだ内容、教訓をほ

かの組織の方々と共有していただくよう日に日頃から指導はさせていただいているところでございま

す。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

総務省の方では指導はしていたという御答弁で

ありましたが、厚労省の方ではこれがなされてい

なかつたという厳然たる事実がございま

す。

今回の法案によつてこの実践的サイバー防衛演

習を強化するというふうに伺つております。年金

機構のような事案を防げるようになるのか。ま

た、今後、受講者が組織内で、人数は限られてお

りますが、今回の法改正で人数もかなり増員され

るわけです、この受講者のですね。でありますの

で、この展開をさせるとところを、少人数し

か受講していなくとも、この展開のところをしつ

かりと横展開、縦展開するように演習内容そのものを見直すべきと考えますが、この点も含め、演

習の強化に当たつての大臣の意気込みをお伺いさ

せていただきたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 日本年金機構の事案が

二十七年五月に発生しました。その後、総務省が

二十七年度にサイバー防衛演習を実施したのが十

月でござります。この演習では、日本年金機構の

事案を参考にしながら演習のシナリオを作成して、日本年金機構にも受講いただいたわけでござ
る。

○政府参考人(南俊行君) お答え申上げ
た、その身分についてお聞かせください。
NICTにおきましては、この演習の本

○大沼みずほ君 ありがとうございます。大体半分が有期雇用者と一応二二二になります。

にも手当てがしつかりなされると想いますが、総務大臣におかれましては、第一次安倍内閣において

100

この改正法案が成立したら、NICTが演習の実施主体となります。NICT自身が持つ大規模クラウド環境を最大限活用することで、日本年金機構を含む特殊法人や独立行政法人の演習の受講機会が増えるということになります。これによりまして、特殊法人や独立行政法人におけるサイバー攻撃に対する対処能力が向上し、被害の拡大を防止することが可能になると考へております。

また、各組織内における情報展開についても委員から御指摘をいただきましたが、受講組織に对しましてフォローアップを行います。情報共有が徹底されるように演習内容の見直しも図ってまいりたいと存じます。

NICTにおいて演習の安定的、継続的な運用体制を確保して、サイバーセキュリティに関する知見を活用することで質、量共に演習事業の抜本的な強化を図つてまいるべく総務省としてしっかり取り組んでまいります。

○大沼みずほ君 大臣より、このフォローアップを行ふ、また演習内容に関しましてもしつかり見直しをした上で幅広くこの質と量共に改善していくという御答弁をいただきました。ありがとうござります。

やはり年金というものは人々の生活の土台でありまして、私の地元でもこの事案が発生したときに多くの有権者の方から、自分のは大丈夫か、悪用されないかというお声をたくさんいただきました。NICTが今回の法改正によつてしつかりと演習することによって少しでも、サイバー攻撃といふのはなくならないと思いますけれども、それを防ぐ努力というものをなお一層していただければと思います。ありがとうございます。

総務省にお伺いします。今回の防衛演習をN-I C-Tの業務に追加することにより職員はどの程度増加する予定になつておりますでしょうか。ま

た、その身分についてお聞かせください。
○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。
NICTにおいては、この演習の本格的

実施に向けまして、今、演習業務を専門的に行
組織、これセキュリティ人材育成研究センター
いう名前でございますけれども、それを新設し
ばかりでござります。

当該組織に所属する職員につきましては、現
どの程度の職員を充てるかということについて、
まだ調整中でございますけれども、今、サイバ
セキュリティの研究者といった常勤職員の配
換えに加えまして、演習実施に必要な有期雇用

職員につきましても新たに雇用してまいりたい、
いうふうに考えてございます。

また、演習の肝となりますシナリオの作成と
うことにつきましては、NICTのみならず、
経験者でありますとかベンダーあるいはツツ。

ガンと言われているような卓越した専門的能力を持つている技術者にもチームに参画をしていた。こうというふうに考えてございまして、その際は、当然秘義務との関係もござりますので、"常勤のNICT職員になつていただく"という措も含めまして、円滑な運営に支障が生じないよ体制を確保してまいりたいと考えてござります。○大沼みづほ君　ありがとうございます。

今、常勤の配置換えであるとか、また、シナリオ作成に関しましてはまた新たな学識者も登用

てというお話を、有期雇用者も新たにというお話を、先日、委員会でNICTを監察した際に、有期雇用者が職員全体の半分程度という説明を受けました。

例えば、サイバーセキュリティに関する研究を行う研究員は全体で何名程度おり、そのうちの期雇用者はどの程度いるのか、お教えいただけばと思います。

○政府参考人（南俊行君） NICTのサイバー

キュリティーの研究に専念しております研究員、全体で三十三名おりまして、そのうち有期の雇いの職員は十八名でございます。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。大体半
分が有期雇用者ということになります。
青報通言分野は、グローバル的こもグレーゲルな

○副大臣(松下新平君) お答えいたします。
どの大企業も大変多く、また人材の獲得競争が激しい分野であります。我が国のサイバーSECURITY政策において重要な役割を担うNICTにおいては、有能な人材を有期雇用だけではなくて正規職員としてしっかりと確保していくことが日本のサイバー戦略にとっても大変重要なことと考えますが、総務省の見解をお教えいただければと思います。

セキユーリティの分野を始め、I.O.T.、ビッグデータ、人工知能による大変革時代において、ICT分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関であるNICTが果たす役割は大きいところです」とあります。

一方で、理事御指摘のとおり、ICT分野では、外資系の民間企業等との間で人材の争奪戦が極めて激しく、優秀な正規職員の確保は重要な課題と認識しております。NICTにおいて優秀な人材を採用し、長期にわたって活躍してもらうた

るために、総務省におきましても、NICTの業務運営に必要な経費を十分確保することはもちろんのこと、能力・実績主義に基づく公正で透明性の高い人事制度の確立を中心期目標の中で指示しているところでございます。これを踏まえまして、N

ＩＣＴでは、中長期計画におきまして、個人の業績評価の、俸給を一層反映するとともに、優れた取り込んでおります。

総務省といたしまして、ＮＩＣＴにおける優秀な人材の確保に向けて、ほかの国立研究開発法人を所管する府省と連携しながら必要な取組を講じてまいります。

以上です。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。
当然のことながら、今回の法改正において、予算確保というところにおいてはそういったところ

にも手当てがしつかりなされると思いますが、総務大臣におかれましては、第一次安倍内閣においても、また去年、NTTの方に御見察をいたござい

ているといふことも説明を受けたところでもござります。是非とも、この有期雇用者が半分という不安定な雇用の中で若い研究者が頑張っているところでありますので、一人でも多くの優秀な人材を安定した職の下でしつかりと國のこのサイバー戦略の中で位置付けるよう、今後もなお一層の御努力を、御尽力をお願いいたしたいと思います。

このサイバー・セキュリティ人材の確保、大変重要な観点であると思ひますが、総務省、経済産

業省、文科省、それぞれ様々な人材育成に取り組まれていると存じております。それぞれ、総務省、経産省また文科省の取組について御説明よろしくお願ひいたします。

は、実践的サイバードフェンシング演習を通じた人材育成に加えまして、特にNICTを通じましてその研究開発の成果を民間のサイバーセキュリティ人材の育成に積極的に活用していくいただくという取組を実施してございます。

具体的に申し上げますと、先般、先生方に御観察をいただきましたnicterと言われているサイバー攻撃を観測するシステムに基づく得られたデータ、これを情報処理学会が実施いたしますマルウエア対策のための人材育成ワークショップ

に提供させていただいたりとか、あるいは、これも御観察いただきましたNIRVANA改と言われるネットワーク内部での異常な通信を早めに検知するソフトウエアでございますけれども、これを、我が国最大級のたくさんの若者が競つて参加するセクコンと言われるコンテストがございますけれども、そういったところにソフトウエアを提供させていただくという形で人材育成に寄与しているところでございます。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。

育成するため、独立行政法人情報処理推進機構を通じまして全国から二十二歳以下の高度な能力を持った学生を公募いたします。その方々に産官の一線の方による実践的な講義を合宿の中で受けたりまして、二〇〇四年から実施しております。これまで八百名弱の方の育成を行つてあります。

また、人材の能力の見える化をいたしまして、情報処理技術者試験というものを実施しております。それとも、その試験区分の中に本年度から組織のセキュリティーマネジメントを行う人材を対象といたしました情報セキュリティマネジメント試験も開始をいたします。

さらに、企業のセキュリティ対策を担う専門人材の国家資格を、今国会の法律改正におきまして情報処理安全確保支援士という制度を創設いたしました。来年の春より試験を開始する予定でございまして、現在準備を進めているところです。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答えいたします。

文部科学省におきましては、やはり同じく、高齢者とも連携をいたしまして、引き続きセキュリティ人材の育成を図つてまいりたいと思つております。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答えいたします。

文部科学省におきましては、やはり同じく、高

度な専門人材を育成するため、これ重要な課題だ

といふうに位置付けておりまして、大学、そし

てまた専門学校等における教育等々を行つており

ます。

理論的、そして基礎の習得と演習を通じた実践

力の強化に向けた取組を実施しております。そし

て、今年度からは、特にこのプログラ

ムを大学院教育だけではなくて学部段階にも拡大

することにしてございます。また、高等専

門学校におきましては、情報セキュリティの教

育プログラムの開発を進めておりますが、特に今年度からは、それに加えまして実践的な演習環境の整備に取り組むこととしております。また、専門学校でございますが、ここでは産業界等と連携しながら協働して情報セキュリティ分野等の中核的専門人材を養成するための教育プログラムの開発、実証を進めているところでございます。

なお、現在、省内におきまして、富岡文部科学副大臣を中心としたしましてサイバーセキュリティ人材育成検討チームを設けて、これらの施策の効果的な進め方、そして企業や関係省庁との施策の連携方策について総合的に検討を進めているところでございます。

文部科学省といたしましては、産業界、そして関係省庁とも連携をしながら、今後ともサイバーセキュリティ人材の育成に努めてまいりたいと思つております。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

文科省にお伺いしたいたいんですが、中学、高校等における取組等は、もし今分からなければ後ほどでも結構ですが、何か取組があれば御紹介いただければと思います。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

文科省といたしましては、産学官が連携した教育、演習環境の整備、資格制度の整備など、知識と実践力を身に付ける取組を各省庁が横串を刺す形で連携して推進することといたしております。

今後、この方針を踏まえながら、セキュリティ

人材の育成について各省庁の連携を十分に行いな

がら積極的に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

私の父はもうすぐ七十歳になるんですが、パソ

コンもやりますし、インターネットもやります。

今御説明いただいた方は、経産省も二十二歳以

下、また文科省も、中等、高等両方あります。主に若い方ターゲットで、ここも非常に重要であ

ると思うんですが、実はこのサイバーテロ攻撃と

いうのは、その仕事をしている方は五十歳、六十

歳、またこれから六十五歳以上の定年退職された

方も、例えば年金機構であるとか各役所等での

業務に当たる中で、やはりこういった方々の人材

育成というところも必要になつてくるかと思いま

ります。

極めて国家戦略的にこのサイバーセキュリ

ティー人材の育成というのは大変重要であると考

えますけれども、この横連携、しっかりと取り組

んでいくべきと考えますが、取りまとめは内閣官

房であられますか。内閣官房の方から、ここでの横連携、今どうなつてあるのか、また今後の取組についてお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、サイバー攻撃が複雑、巧妙化する中、我が国のサイバーセキュリティを確保するためには、これを支える人材の育成確保が極めて重要であるというふうに認識をしております。

このため、昨年九月に閣議決定をいたしましたサイバーセキュリティ戦略を踏ままして、本年三月、内閣官房長官を本部長といたしますサイバーセキュリティ戦略本部におきまして、サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針を決定をしたところでございます。

この方針におきましては、産学官が連携した教育、演習環境の整備、資格制度の整備など、知識と実践力を身に付ける取組を各省庁が横串を刺す形で連携して推進することといたしております。

今後、この方針を踏まえながら、セキュリティ

人材の育成について各省庁の連携を十分に行いな

がら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

文科省にお伺いしたいたいんですが、中学、高校等における取組等は、もし今分からなければ後ほどでも結構ですが、何か取組があれば御紹介いただければと思います。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

文科省といたしましては、産学官が連携した教

育、演習環境の整備、資格制度の整備など、知識と実践力を身に付ける取組を各省庁が横串を刺す形で連携して推進することといたしております。

今後、この方針を踏まえながら、セキュリティ

人材の育成について各省庁の連携を十分に行いな

がら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

私の父はもうすぐ七十歳になるんですが、パソ

コンもやりますし、インターネットもやります。

今御説明いただいた方は、経産省も二十二歳以

下、また文科省も、中等、高等両方あります。主に若い方ターゲットで、ここも非常に重要であ

ると思うんですが、実はこのサイバーテロ攻撃と

いうのは、その仕事をしている方は五十歳、六十

歳、またこれから六十五歳以上の定年退職された

方も、例えば年金機構であるとか各役所等での

業務に当たる中で、やはりこういった方々の人材

育成というところも必要になつてくるかと思いま

ります。

極めて国家戦略的にこのサイバーセキュリ

ティー人材の育成というのは大変重要であると考

えますけれども、この横連携、しっかりと取り組

んでいくべきと考えますが、取りまとめは内閣官

における、この今回の法改正における演習受講者の拡大ということと併せて民間との連携、まさに大学との連携、大学の先生に受講をしていただとか、むしろ若手は今十分、国としては取組がされていると思いますので、その壮年、中年……

(発言する者あり) はい、父世代といいますか、そこの、まあ五十代、六十代、七十代も併せてこのサイバーセキュリティの人材育成というものが極めて重要であるというふうに認識をしております。

委員御指摘のとおり、サイバーセキュリティ

の厚労省の、最初に申し上げましたサイバーテロ

の事案を防ぐという意味でも非常に重要なつてまいりと存りますので、しっかりとこゝも手當てをしていただければと思ひます。

少し早いですけれども、今日はこれで……(発

言する者あり) はい、では、筆頭理事からも、総務大臣最後一言、このサイバーセキュリティ

人材育成に関しまして、若手から幅広い年齢層でしっかりと國の方でも人材育成に関与していくと

いう点について御見解をお聞かせいただければと思ひます。

○国務大臣(高市早苗君) もう年齢に関係なく、あらゆる方々の持つているデバイスなどが狙われるわけございます。また、それぞれの職場でお仕事をされている方の年齢も様々でございます。

特に定年について、最近では再雇用などで少し年

齢の高い方、シニア世代の方々もお仕事をされて

いるわけですし、また定年退職後に地域社会に

戻つてこられてテレワーカーをされるというケース

もございますので、サイバーセキュリティの啓

発活動、教育活動につきましては、できるだけ幅

広い年齢の方に御受講いただけますように工夫を重ねてまいります。

良い御指摘、ありがとうございます。

○大沼みずほ君 どうもありがとうございました。

○寺田典城君 民進党・新緑風会の寺田典城でございました。

まず、その前に、十四日の熊本のあの前震とい

うんですか、震度七でもびっくりしましたけれど

も、ああ、これで収まつたのかなと思つております。だったら、それこそ十六日の未明にああいう大きな地震が来まして、あれが本震だということで、新たに災害の、地震の恐ろしさというのを感じた次第でございますし、それこそ被災の方々はその恐ろしさを今体感しているわけなので、心からお亡くなりになつた方に御冥福と、それから早めの回復を祈りたいと、そのように率直に思います。

それでは本題に移りますが、この間の四月十五、十六なんですが、申し訳ないです、地震のときなんですが、北海道五区に行つてまいりました。それで、びっくりしたのは、指定されたポスターの掲示板以外の場所に和田候補のポスターが多数見られました。三百キロ近く走つてきましたので、ああ、こういう選挙文化なんだなという、道民つてこんなにおおらかなかなというような形にもう、そういう感覚でも見て、まず公共用地の中にはこういうポスターを貼れるのかとか、そういう点については、選挙部長、どう考えてますか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答え申し上げます。

総務省としては、個別の事案につきましては、個別的な事実関係を承知する立場にないため、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

その上で、一般論として申し上げますと、公職選挙法の百四十三条におきましては、衆議院の小選挙区の選出議員の選挙につきましては、補欠選挙を含めまして、候補者個人及び候補者届出政党が選挙運動用ポスターを掲示することができます。候補者個人の選挙運動ポスターがされております。候補者個人の選挙運動ポスターにつきましては、これは掲示場のみに、公営掲示場のみに掲示することができますが、候補者届出政党の選挙運動用ポスターにつきましては、これは公営……(発言する者あり)はい。掲示場がありませんため、それを掲示することができます。

ただ、国や地方公共団体が所有又は管理するものなどの一定の場所については掲示はできないといふふうになつております。

○寺田典城君 これは道道の十六号線なんです

も、ああ、これで収まつたのかなと思つております。だったら、それこそ十六日の未明にああいう大きな地震が来まして、あれが本震だということで、新たに災害の、地震の恐ろしさというのを感じた次第でございますし、それこそ被災の方々はその恐ろしさを今体感しているわけなので、心からお亡くなりになつた方に御冥福と、それから早めの回復を祈りたいと、そのように率直に思います。

それでは本題に移りますが、この間の四月十五、十六なんですが、申し訳ないです、地震のときなんですが、北海道五区に行つてまいりました。それで、びっくりしたのは、指定されたポスターの掲示板以外の場所に和田候補のポスターが

多數見られました。三百キロ近く走つてきましたので、ああ、こういう選挙文化なんだなという、道民つてこんなにおおらかなかなというような形にもう、そういう感覚でも見て、まず公共用地の中にはこういうポスターを貼れるのかとか、そういう

点については、選挙部長、どう考えてますか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答え申し上げます。

総務省としては、個別の事案につきましては、個別的な事実関係を承知する立場にないため、お

答えを差し控えさせていただきたいと思います。

その上で、一般論として申し上げますと、公職選挙法の百四十三条におきましては、衆議院の小選挙区の選出議員の選挙につきましては、補欠選挙を含めまして、候補者個人及び候補者届出政党が選挙運動用ポスターを掲示することができます。候補者個人の選挙運動ポスターにつきましては、これは

公営……(発言する者あり)はい。掲示場があ

りませんため、それを掲示することができます。

ただ、国や地方公共団体が所有又は管理するものなどの一定の場所については掲示はできないといふふうになつております。

○寺田典城君 これは道道の十六号線なんです

ね。国道の三十六号線にもあつたし、まあ考えられないなど。これを、選挙部長は個別具体的なことは答弁できないって、あなた、大臣じゃあるまじいし、そんな言葉なんか使えないですよ。事務官ですよ。

具体的にもう少し話しなきゃならぬじゃないですか、答弁。どうですか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答えいたします。

具体的のものにつきましては、どういうところに

どういう掲示があつたかということを私ども承知

しておりますので、これ以上お答えすることは

なかなか難しいと思います。

○寺田典城君 選挙を統括するところとして、こ

れから参議院選もあるでしょうし、衆議院も解散

するんじゃないかなということもあり、全国的な

統一見解をいろいろ調べて歩くことがあなたの務

めじゃないですか。そのことを聞きます。

○政府参考人(大泉淳一君) お答えいたします。

私どもは、選挙の法令につきまして各選挙管理

委員会等に周知をしてまいりまして、適正な管理

に努めてまいりたいと思います。

ただ、具体的な個別のもの当てはめにつきま

しては、私ども、取締り当局が一番適切に対処す

べきものだと考えております。

○寺田典城君 私、あなたに今、個別具体のこと

は何にも聞いていないんですよ。この写真を見

て、これ公共用地なので、これ条件的にできます

かと言つただけのことなんですよ、これ。

私は、本当に候補者というのは良識を求められ

るし、選挙だつて良識を求められる。特に候補者

は、それこそ國の、國民の代表から選ばれるんで

すから、和田候補自身どう感じいらっしゃるん

だろうかなと思って、そんなことで見てまいりま

したけれども、そのことについて私が何だから

と候補者のことを言うつもりはございません。か

えつてマイナスになるんじやないかなと思って、

逆に心配してきただらいでしたからあれなんです

が。

いざれに申しましても、選挙部長、もう少し各

自治体にこういう、総務省が、至らぬところあつたら指導するとか、そういうことをする必要がある

るということをお認めになりませんか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答えを申し上げま

す。

私どもは、公職選挙法その他法令に従いまして

選挙をきちっと管理するということで努めてまい

りたいと思います。また、ポスターにつきましては、ポスターの撤去というような規定もございま

すので、適切に運用されるよう選挙管理委員会

などに助言をしてまいりたいと考えております。

○寺田典城君 それこそ道民の、北海道の皆さん

のおおらかさもあると思ってあれしたんですが、

地域によつていろいろ、こういうポスターなんか

一切貼らせないととも、お互いに自粛して

いるところもありますし、もう少し統一的な見解をこ

れから打ち出していく必要があるんじゃないかな

と、そういうことをお話しさせていただきたくて

この例を出させていただきました。何とかひとつ

行動してください。

以上です。

○寺田典城君 次に移ります。

この前、三月十日だったですか、当委員会でマ

イナンバーに関して高市大臣が、想像以上にたく

さん申請をいたいでいる、今年度三千万枚分の

予算を確保しているという答弁もらいました。私

は、ああ、住基ネットと違つて今度はうまくいく

んだなと思って喜んでおりました。

ところが、後からの報道機関等で、システムの

トラブルがあつて、約一千万件の申請に対して

カードを発行できたのはたしか二割程度にとど

まつていてるという報道なんですね。これどうなる

んですか、高市大臣、見通しは。

○国務大臣(高市早苗君) この申請につきましては、四月十七日の時点でJ—LISに對して約九

百八十八万枚申請をいたいでおりまして、約九

百五十三万枚は作成してJ—LISから各市町村

に発送済みになつています。ただ、市町村で受け

取つていただいてから実際に住民の皆様のお手元

に渡るまでに一定の時間を要しておりま

す。

確かに、一月中旬以降発生しましたJ—LIS

のシステム障害、これも原因の一つではございま

すが、中継サーバーの改修を実施して以降、三月

十一日以降重大な障害は生じておりません。

今、本当に各市区町村、大変な思いをしながら

交付の作業をしていただいておりますので、既に

市區町村に届いた九百五十三万枚について、住民

の方々が取りに来られる日の御都合などもおあり

でしようけれども、できるだけ速やかに交付をし

ていただこうように、工夫をしながら交付をして

ただくようにお願いをしているところでございま

す。

私どもは、公職選挙法その他の法令に従いまして

選挙をきちっと管理するということで努めてまい

りたいと思います。また、ポスターにつきましては、ポスターの撤去というような規定もございま

すので、適切に運用されるよう選挙管理委員会

などに助言をしてまいりたいと考えております。

○寺田典城君 それこそ道民の、北海道の皆さん

のおおらかさもあると思ってあれしたんですが、

地域によつていろいろ、こういうポスターなんか

一切貼らせないととも、お互いに自粛して

いるところもありますし、もう少し統一的な見解をこ

れから打ち出していく必要があるんじゃないかな

と、そういうことをお話しさせていただきたくて

この例を出させていただきました。何とかひとつ

行動してください。

以上です。

○寺田典城君 次に移ります。

この前、三月十日だったですか、当委員会でマ

イナンバーに関して高市大臣が、想像以上にたく

さん申請をいたいでいる、今年度三千万枚分の

予算を確保しているという答弁もらいました。私

は、ああ、住基ネットと違つて今度はうまくいく

んだなと思って喜んでおりました。

ところが、後からの報道機関等で、システムの

トラブルがあつて、約一千万件の申請に対して

カードを発行できたのはたしか二割程度にとど

まつていてるという報道なんですね。これどうなる

んですか、高市大臣、見通しは。

○国務大臣(高市早苗君) この申請につきましては、四月十七日の時点でJ—LISに對して約九

百八十八万枚申請をいたいでおりまして、約九

百五十三万枚は作成してJ—LISから各市町村

に発送済みになつています。ただ、市町村で受け

取つていただいてから実際に住民の皆様のお手元

に渡るまでに一定の時間を要しておりま

す。

確かに、一月中旬以降発生しましたJ—LIS

のシステム障害、これも原因の一つではございま

すが、中継サーバーの改修を実施して以降、三月

十一日以降重大な障害は生じておりません。

今、本当に各市区町村、大変な思いをしながら

交付の作業をしていただいておりますので、既に

市區町村に届いた九百五十三万枚について、住民

の方々が取りに来られる日の御都合などもおあり

でしようけれども、できるだけ速やかに交付をし

ていただこうように、工夫をしながら交付をして

ただくようにお願いをしているところです。

ただ、相当負担になつていています。

私は、これなかなか進まないと思いますよ。だ

から、何か打つ手を考えていますか。

○国務大臣(高市早苗君) 各市区町村に對しまし

ては、カード到着後に速やかにカードを交付して

いたくように、ポイントを記入しました通知は出

させていただいております。

ただ、相当負担になつていています。

私は、これなかなか進まないと思いますよ。だ

から、何か打つ手を考えていますか。

○国務大臣(高市早苗君) 各市区町村に對しまし

ては、カード到着後に速やかにカードを交付して

いたくようにお願いをしているところです。

中することによってトラブルが再発しないように、交付前の処理などの時間帯についてもお願いをしております。その分、職員の方々の勤務時間が、交代しながらやつていただいても、住民の皆様が多く取りに来られる時間以前になつたり、そして夕方、皆さんがあらくなつた後の作業になつたり、御負担が掛かっていることは十分承知をいたしております。

経費面などにつきましては、様々な形で支援をしてまいりたいと思つております。

○寺田典城君 お役所の方々というのは、よく、予算が付けばこれで執行できるという条件で考えちゃうんですよ。そういうふうに慣らされちゃつてゐるというか、そうなんですよ。予算付けば、もうこれができるよと、あと配分してやりやいいんだろうという程度の、程度で考へないと思うけれども、そうなんです。で、現場の方でいかに苦労しているかということなんですね、こればかりぢやなくてでもあります。

だから、皆さん、これ総務省で自分たちだけでやるつたって、これ相当無理だと思いますよ。今からそのことの手を打つ気ないですか。それこそ、ほかの省庁、消費生活センターなんかの相談窓口の力を借りるとかですね、いろんなことを、もう市区町村に行けばそういうのが窓口だつたりしますからね。だから、どこそこだとか、ほかの省庁とかそういうところにもつと力を借りて一緒にしたが、どちらに掛けもしっかりと対応できるようになつてやつていくことも考へてはいませんか。その辺どうですか。大臣でもどなたさんでもいいです。

○国務大臣(高市早苗君) マイナンバーカードは、御承知のとおり、法改正などを伴うことにつきましては今、石原大臣の御担当でございますが、発行に係る事務に関しましては総務大臣がやるようについていることで、去年の秋、安倍総理から私に御下命がございました。そうしますと、いろいろなところでやるといふよりも、やはり総務省で責任を持つて全体を統括していくということが重要になつていくと思います。

また、マイナンバーの発行そのものは、法律ができないということで、J—LISに委託をしつつ、地方自治体、市区町村長の仕事でござります。けれども、しかしながら、とてもそれだけの負担はできません。それが、なかなか、とてもそれだけの負担をしてやつていただいているということでおざいまます。

先ほどの私の答弁で誤解があつたらおわびをいたしますけれども、お金さえ付けができるという状態でないことも、先ほど来申し上げております。私は、いろいろなところからいただきまして、こちらの委員会で御指摘いただきましており、相当職員の方々に負担が掛かっているということも十分に承知しております。

私は、いろいろなところからいただきまして、こちらの委員会で御指摘いただきまして、様々な課題というのもございましたので、気が付くたびに、例えば、市区町村に取りに来られた方々からいろいろな質問が殺到して職員の方がその対応に大変苦慮されたり、そういう状況もございましたので、その場合にすぐにお渡しできるQ

AンドAの紙であつたり、即座に答えられるマニュアルであつたり、こういったものをこちらの方で作成して御準備したり、また、コールセンターですね、コールセンターの対応があんまりだ

という御指摘もたくさんいたいでおりましたので、コールセンターについても、最初二か所あつて、こつちに掛けたら内閣府、こつちに掛けたら総務省の案件しか分からぬといふようなことで

したが、どちらに掛けてもしっかりと対応できるようになつてやつていくことと、随時見直しをいたしておりますので、引き続き御指導くださいませ。

○寺田典城君 安倍総理の御下命だという金科玉条みたいな形じゃなくて、もつと柔らかく考えます。

そこで、そういう現場のことのもつと認識してこれをこなしていくということをお考へなさつた方が、二の轍を住基ネットみたいに踏まないよう、緻密に考へて行動していただきたいなど、そう思ひます。

高齢化社会なんですが、二〇二五年になりますと十人に二人が後期高齢者になります。高齢化社

会においてIOTの技術を生かしていくためにどのようなサービスを研究、実用化しているかと

いうのが質問なんですが。

私も七十五歳、後期高齢者になりました。五歳になつて免許証更新を行つたら、認知症の教習というんですか、試験、三時間受けてきました。

非常に面白かつたし、勉強になりました。このまま車を運転させられたり、何だかんだという

ね。だから、車を運転すればするほど認知症にならないとか、今、車は自動化され、何といふ

ですか、GPSで全部自動的に運転しなくていい。だから、車を運転すればするほど認知症にならぬと思う。

ということは、要するに、私は昔、教会の牧師さんから教えられたことなんですが、アイヌ民族の文化では認知症の言葉を神の言葉と言うそうで

すね。要するに、私の親は神の言葉を使い始めた。だから、認知症になつたり介護を受けるよう

な状況になつたら、それこそ二〇二五年になれば介護保険料が二十兆円まで掛かるなんて言われて

いますので、何とかできるだけ介護を受けなくていいような、健康寿命といふんですか、これをIOTというか、そういうことで力を入れていた

だきたいなというのが今回の基本的な質問なんですよ。各省庁さん来ていらっしゃるので、短くお答えになつてください。よろしく。どなたさんからも結構です。

○政府参考人(南俊行君) お答えを申し上げます。

もう既に、要介護状態になられた方あるいは認知症になられた方を例えれば見守る仕組みとしまして、例えば人感センサー、心拍センサーといったIOTデバイスとスマホをうまく組み合わせて、頑張らない介護につながるような、介護の負担を軽減するようなサービスというのをもう既にこれは実用化されているところでございます。

それから、先生御指摘のように、走れば走るほ

ど認知症が良くなるような車といふものは多分将来には夢物語ではないのではないかなどいうふうに我々は考えておりまして、今でも、人工知能、AIを搭載したようなそいつたロボットと

高齢者の間で会話やゲームを楽しむことによつて筋肉の萎縮だと寝たきり防止につながるよう

な、そういう様々なコミュニケーションロボットとダンスとか体操と一緒にすることによって認知症の進行を抑制したりとか、あるいはロボット

の開発も研究も行われているところでございまして、人工知能を搭載した車といふものはいずれ間違いないと登場すると思いますので、そういった、運転手である高齢者の皆さんと会話をしたりいろいろな高度なコミュニケーションをやることを通じて認知症の進行を抑制するような、脳への適度な刺激を与えるような、そういうサービスの開発と

いうものも決して夢ではないのかなと。我々もそういふところに一生懸命サポートしてまいりたいと考えております。

○政府参考人(横谷敏秀君) 経済産業省におきましては、平成二十五年度から、厚生労働省と連携いたしましてロボット技術を用いた介護機器の技術開発を進めております。移乗、すなわち車椅子からベッドの間の移乗ですとか、排せつの支援、移動の支援、入浴の支援、こういうことと並びまして、介護施設向けの見守りセンサーを二十五年度、二十六年度で開発をしております。これ、具体的には、赤外線センサーなどで状況……(発言する者あり) はい。確認をやつております。(発言する者あり)

○委員長(山本博司君) 発言を続けてください。

○政府参考人(横谷敏秀君) はい。これは既に一部の介護施設で導入が始まつてしまつて、こうしたこと更に普及をしてまいりたいと考えております。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。厚生労働省といたしましても、介護ロボットの活用促進、あるいはICTを活用した生産性の向上の推進に取り組むことが重要と考えております。

て、平成二十八年度予算におきましては、介護口ボットをより現場で活用しやすいものとするため開発前から介護現場と開発企業が協議しながら開発を進める事業を盛り込んでおりまして、こうした取組によりまして介護ロボットの開発、実用化を支援してまいりたいというふうに考えております。

○寺田典城君 NHKさんはこのことについて、NHKの番組見れば認知症にならないとか介護を受けなくたってよくなるとかというような取組をなさることが私は公共放送としてのNHKの大きな価値観だと思うんですが、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

どうもありがとうございました。

○石上俊雄君 民進党 新緑風会の石上俊雄でございます。

熊本地震で多くの方が被災されております。

亡くなられた方々に心から御冥福をお祈りさせていただくとともに、被災されて避難されている皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。政府におかれましても、全力で復旧、そして被災されている皆さんが一日も早く元の生活に戻れるようにお力添えをお願い申し上げたいと思います。

今日は、五つの視点で法案の質疑をさせていただきたいというふうに思います。一つは、サイバー防衛演習、CYDERと言うらしいですけれども、その視点。さらには、重要なインフラ、IOTのサイバーセキュリティに対するものであります。よろしくお願いを申し上げます。

まず、実践的サイバー防衛演習についてでございますが、資料の一の①に付けさせていただいておりますけれども、昨年起きました年金機構の個人情報百二十五万件流出したことなどございましたけれども、これは標的型攻撃の典型的な流れを示させていただいたわけです。年金機構で漏れたのは、この流れの中で流出してしまったということになります。先ほどもちょっと大沼先生の方から質問の中でありました、平成二十七年の演習というのはこの標的型攻撃を題材にしながら研修があつたといふふうに聞いております。

そこで、今回の法の改正が行われることによりまして、サイバー演習の内容、あとは規模、対象、開催の頻度などがどんな感じで今やつているものから変わっていくのか、総務省、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(南俊行君) お答え申し上げます。今総務省が予算事業として実施しておりますサ

IOT防衛演習は、改正法案が成立いたしますとNICTが有しておりますサイバーセキュリティに関する様々な意見でありますとかノウハウあるいは大規模な設備をそのまま最大限に活用することが可能になりますので、演習の対象であることが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体の実情に合ったような演習シナリオを別に用意するとか、多様なシナリオを用意することが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体

で、NICTが有しておりますサイバーセキュリティに関する様々な意見でありますとかノウハウあるいは大規模な設備をそのまま最大限に活用することが可能になりますので、演習の対象であることが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体の実情に合ったような演習シナリオを別に用意するとか、多様なシナリオを用意することが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体

で、NICTが有しておりますサイバーセキュリティに関する様々な意見でありますとかノウハウあるいは大規模な設備をそのまま最大限に活用することが可能になりますので、演習の対象であることが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体の実情に合ったような演習シナリオを別に用意するとか、多様なシナリオを用意することが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体

で、NICTが有しておりますサイバーセキュリティに関する様々な意見でありますとかノウハウあるいは大規模な設備をそのまま最大限に活用することが可能になりますので、演習の対象であることが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体の実情に合ったような演習シナリオを別に用意するとか、多様なシナリオを用意することが可能になりますとか規模を拡大して、あるいは地方自治体

で、NICTが有しておりますサイバーセキュリティに関する様々な意見でありますとかノウハウあるいは大規模な設備をそのまま最大限に活用

そういう観点でいくと、やはり長期的な観点ということが必要になるのかなというふうに思うんです。ですが、その辺についての計画はあるのかとあります。そこでお聞きさせていただきたいです。例えば演習をどれくらいの規模、頻度で行えば全体

で、万全な体制が構築できるようにお力添えいたしました。そこでお聞きさせていただきたいです。例えば演習をどれくらいの規模、頻度で行えば全体

に取り組んでまいりたいというふうに考えております。なお、委員御指摘の攻撃側とそれから防御側に分かれての演習というのは、これも非常に実践的な観点から見て重要でございます。総務省等と連携をしながらこうした取組についても進めてまいりたいというふうに考えております。

○石上俊雄君 相手方も日々進歩しておりますので、万全な体制が構築できるようにお力添えいたしました。そこでお聞きさせていただきたいです。例えば演習をどれくらいの規模、頻度で行えば全体

で、万全な体制が構築できるようにお力添えいたしました。そこでお聞きさせていただきたいです。例えば演習をどれくらいの規模、頻度で行えば全体

にしながら、関係省庁と協力をしながらこうした

全国の自治体にお願いしておるところでございま

る内閣官房いたしましては、諸外国の例も参考していかないといけないんだというふうに思うわけあります。

具体的には、私どもNISCC及び総務省行政管理局等におきまして、今後セキュリティ及びICTに係る役職段階別の研修を実施をいたしました。

委員御指摘のとおり、地方自治体の情報セキュリティに対する対策の抜本強化につきましては、昨年十一月にまとめられました対策検討チーム、この報告に基づきまして、インシデント即応体制の強化なり入的セキュリティ対策の徹底などを

に、今お示したいただきました三層から成る対策を全国の自治体にお願いしておるところでございま

して、必要な経費につきましては、平成二十七年度補正予算に二分の一の補助としまして二百五十五億円を計上するとともに、地方負担分を補正予算債で対応するなどにより支援しているところでございます。

去る三月八日に、各自治体の補正予算におきまして必要経費を計上した上で、交付申請のあつた千六百七十一市区町村及び四十五道府県に対しまして、対策支援のための補助金約二百三十六億円の交付決定を行つたところでございます。残りの団体についても申請の準備中と伺つているところでございます。

いざれにしても、委員御指摘のとおり、早めの対策が必要だという認識は私も持つておりますので、自治体におかれまして三層から成る対策をできるだけ早期に講じていただくよう、また、対策が講じられるまでの間も、インシデント即応体制、それと人的セキュリティの強化等の情報セキュリティ対策の一層の充実が図られますよう、私どもとしましても自治体と緊密に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○石上俊雄君 本当に、二度どこの個人情報といふが、漏れちゃいけませんので、しつかりとした対応を組んでいただきたいというふうに思いますが、そこで、こうした三層の対策、三層という言葉が出てきました。三層の対策が各自治体で完了しますとどのような効果につながるのかとということですね。例えば、マイナンバーなどで個人情報流出はないということがい切れる環境が整うのか、高市総務大臣、お答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) この令全自治体にできるだけ早くということでお願いをしている三層の対策につきましては、その目的は、攻撃リスクなどの低減のための抜本的な情報システムの強化が第一でございます。

従前から、職員などの人的セキュリティですか、インシデント即応体制の強化といったことと

ともに業務用システムの強化の向上もお願いを

してまいりましたけれども、じゃ、それらが完了したらマイナンバー制度も含めて完璧かと言われましたら、情報セキュリティに絶対というのはないと私は考えます。

とにかくリスクの最小化に向けて、そしてまた威に対し常に情報セキュリティの在り方は精査を続け、不斷に対策を向上させていくというこ

とをしていく必要があると思います。全国の都道府県、市区町村はもとより、政府内も十分緊密に連携をしながらしっかりと対応を進めまいります。

○石上俊雄君 引き続き、リスクに対して対応を完璧というかしっかりとしていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

それでは続きまして、次のテーマですけれども、重要インフラ、I-O-Tのサイバーセキュリティについてお伺いをさせていただきます。

資料三の②に進めさせていただきましたけれども、国内外問わず、重要なインフラへのサイバーゴ

撃というものは頻発をしているということでございまます。これを見るとちょっと怖くなつてくるわけ

であります。が、以前は制御システムというの

も、重要インフラ、I-O-Tのサイバーセキュリティについてお伺いをさせていただきます。

資料三の②に進めさせていただきましたけれども、重要インフラ、I-O-Tのサイバーセキュリティについてお伺いをさせていただきます。

そこでは続きまして、次のテーマですけれども、重要インフラへのサイバーゴ

撃というものは頻発をしているということでございまます。これをみるとちょっと怖くなつてくるわけ

であります。が、以前は制御システムというの

も、重要インフラへのサイバーゴ

撃というものは頻発をしているということでございまます。これをみるとちょっと怖くなつてくるわけ

であります。が、以前は制御システムというの

も、重要インフラへのサイバーゴ

撃というものは頻発をしているということでございまます。これをみるとちょっと怖くなつてくるわけ

であります。が、以前は制御システムというの

○政府参考人(大村哲臣君) お答え申し上げます。

原子力発電所のサイバーテロ対策に関するお尋ねでございますが、サイバーテロなどの不法な侵入等により原子炉施設の安全性が損なわれないと

いうことが最も重要でございます。このため、新規制基準におきましては、安全設備を作動させる

ためのシステムについて外部ネットワークと物理的、機能的に分離させるということとともに、このシステムの導入時等にコンピューターウィルスが混入するというふうなことを防止するというこ

とを要求してございます。また、発電所外からの要求してございます。また、発電所外からの

が混入するというふうなことを防止するというふうなことを要求してございます。また、発電所外からの

の直接接続とかが出てきてしまつたり、事業者ごとに単独だったものが標準的なもの、あと汎用製品というのが増加をしてくる傾向というか、そういうふうになつてきていて、そういう関係で外から攻撃を受ける可能性が増しているというふうになつてきています。

こういう状況の中で重要インフラのサイバーパ

習というのをどういうふうに捉えていつたらいいのかということについて、経産省、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、ネット接続、I-O-Tが大変進む中で、電力などの重要なインフラをどのようにサイバー攻撃から防ぐのかということは非常に重要な問題だと思います。

このため、平成二十五年、宮城県の多賀城市におきまして、制御システムセキュリティセンター、通称CSSCと申し上げますけれども、重

要インフラの制御システムの模擬プラントを整備をしております。これまでこのセンターにおいて、電力、ガス等の重要なインフラの事業者、延べにいたしまして約八百人が参加をいたしまして、

制御システムに対するサイバー攻撃のシナリオ、それをどう防ぐのかという対策、こういうことにつきまして実践的な演習を実施してまいりました。

今後は、この演習を実施する重要なインフラの分野の拡大、あるいはセキュリティ対策のリードとなる高度なセキュリティ人材の育成など、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリン

ピックを見据えまして内容の充実を図りたいと思つております。

○石上俊雄君 様々な角度で政府の中で連携していただいて、対策を講じていただくようにお願いしたいと思います。

資料五の①に示させていただきましたが、昨年の八月、毎年八月に行われているようですが、ラ

スペガスの方で開催されました情報セキュリティ

そこで報告された内容では、家電や車、人工衛星までが乗っ取ることができるという手法が報告されたということになります。人工衛星まで乗っ取られると、これ大変怖い話なわけですが、我が国のI.O.Tシステムのセキュリティ対策を今後どうやってやっていくのかと、I.O.Tって大変便利なんですねけれども、便利だからこそ、何ですか、抜け道つてあるわけなんですね。

セキユリティーに関する研究の一環としまして、先日、先生にも御覧になつていただきました。n-
centerというものを開発して、これはI-O-Tの機器を標的としたいろんなサイバー攻撃を多數観測することができましたし、その結果も世の中に公表させていただいているところでござりますけれども、更にもう一步進めまして、次世代の暗号攻撃技術といつたようなネットワークセキュリティに関する技術開発も引き続き積極的に推進してまいりたいと考えております。

ん見られた方もおられるかもしませんが、中身は何かというと、昨年の年金機構からの情報流出のテーマでありましたが、その中で、報道としては中国からの犯行との報道もあって、この細かい字の中を読んでいくとあるんですが、ずっと追つしていくんですけども、最後、特定するのはこれ困難ですよという、そういう報告ですよね、こうなっていると。さらに、先月、資料六の②に書いておきましたけれども、付けておきましたが、警察庁の押収したサーバーから一千八百万件のID、パスワードが発見されたという報道があつたわけですが、

が一般的なものですから、このことに対して総務省、経産省、それぞれどういうふうにお考えを持たれているか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(南俊行君) 先生御指摘のとおり、自動車ですか医療機器ですか工場で使用される様々な制御機器といった国民の生命や安全に直結するような機器がこれからインターネットに多数接続されてくることになるというふうに考えております。

御案内のとおり、その場合、人の管理の目が行き届きにくいありますとかライフサイクルが長いものがネットワークに接続されるというIOT固有の性質がございますので、それに合った総合的なセキュリティ対策というのが求められる、というふうに考えてございまして、現在、経済産業省さんと一緒にIOT推進コンソーシアムの下

にセキュリティワーキンググループと云うものを設置して今取組を進めているところでございまして、具体的には、セキュリティーに考慮したようなI-O-T機器の設計でござりますとかネットワークリンクへの具体的な接続方法の在り方というものについて今議論を重ねてあるところでございまして、本年五月にはもうバージョンワンとしてのガイドラインを取りまとめてさせていただきたいというふうに考えております。

制度面、技術面両面におきまして、総務省と連携をいたしまして、内容の充実を図つてまいりたいと思つております。

○石上俊雄君 こちらもしっかりと連携をしていたいたい、是非お願いしたいと思います。

それでは、次のテーマであります、国境なきサイバー空間のセキュリティ確保についてといふ視点で質問させていただきたいと思います。

資料六の①に示させていただきましたが、「二日目に「NHKスペシャル」で放映されました、皆さ

犯人を追跡するためには国際連携が重要であるというふうに認識しております、引き続き、国際刑事警察機構、刑事共助条約等、国際捜査共助の枠組みを活用するなど、各国の捜査機関等との情報共有を推進することとしてまいりたいと考えております。

○国境なきサイバー犯罪に対し、なかなか難しいのかかもしれません、これどんな感じで警察とどうしては取り組んでいかれるのか、警察庁、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(河合潔君) まず、日本年金機構に対するサイバー攻撃事案につきましては、国内外の複数のサーバーが攻撃の踏み台として利用さ

ている人たちが特定できないと国と國との間ではない可能性も出てくるわけでございまして、この辺の自衛権発動に対してどのようなお考えを持たれているのか、防衛省、教えていただけますでしょうか。

武力攻撃が発生したか否かにつきましては、その時々の国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様など個別具体的な状況を踏まえて判断すべきものと考えております。サイバー攻撃についてもこれは同様でございます。

その上で、サイバー攻撃について申し上げれば、その態様には様々なものがあり、御指摘のように、これを実施する主体も国とは限らず、個人であっても大きな被害をもたらすことは考えられるところでございます。

こうしたサイバー攻撃の特性を踏まえまして、サイバー攻撃のみで武力攻撃と評価することができるかどうかにつきましては、政府として從来から検討を行つてはいるところではあります。国際的にも様々な議論が行われている段階でございます。したがいまして、サイバー攻撃に対する自衛権行使の在り方につきましては、国際的な議論も見据えつつ、更に検討を要するというふうに考えております。

かりと議論いただきたいと思います。

次に入りますが、我が日本は二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピックを控えているわけであります。資料七にも付けさせていただきましたけど、ロンドン・オリンピックのときには二億一千二百万回の不正アクセスがあつたとかといふ、そういう報道もなされているわけであります。東京オリンピック・パラリンピックの開会式で停電なんてあつたらこれ元も子もない話で、これ絶対あつちやいけない話であるわけであります。

したがつて、より一層のサイバー攻撃に対しての対応をするための演習というのをやつていかなといけないとと思うわけでありますけれども、このことに対するどのように御検討されているのか。そして、一番の課題というのはやっぱり人材の確保だと思うんですね、人材をどうやって集めるかです。それに対して、この資料七の②にちょっと書かせていただいていますけど、イベントをやつて、そこで優秀な人を採用すると、これはこれでいい方法だなというふうに思ながら、こういうことをやりながら人材確保をしていくどちら主導へ意識転換をしながら進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、高市総務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(高市早苗君) 二〇一二年のロンドン大会は、開会式の直前にスタジアムの電力制御システムへの攻撃情報を入手したということで、急速電力操作を手動で行う体制を確保したということを始めとして多くの対策は取られたと聞いております。

今度、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会ですが、二〇一二年から八年たっていると、ICTの世界では、八年というと、場合によってはもう数十年分に相当する進展があると思いますので、もうロンドン大会を上回ります。

る万全の体制を取つていかなきやいけません。

その中でも、高度で実践的なサイバー攻撃に対する対処能力を持つ人材の育成が不可欠でございます。先生の資料の中にもございますし、先ほど配付資料の中で世界のサイバー演習というページにも書いていただけおりましたけれども、総務省としては、二十八年度からNICTで東京大会の運営に必要なシステムを模擬可能な大規模クラウドの環境、サイバークロッセオというのを用意します。つまり、攻撃側レッドチームと防御側ブルーチームによる対戦形式の演習でございます。その中で、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を中心に、攻撃も体験していくだけの高度なサイバー演習に御参加をいただく予定です。

つまり、組織委員会の方々にも攻撃者の視点を学んでいただくことによって高度な防御能力を身に付けることが可能になると思いますので、NISCとも連携しながらしっかりとサイバーセキュリティの確保に尽力をしてまいります。

○石上俊雄君 二〇二〇年は様々な技術を総結集して開催されるものだというふうに思いますので、ICT等を駆使したものになるわけでありますから、是非万全の体制を組んでいただければと、そういうふうに思います。

それでは、次のテーマでございますが、データセンターの地方分散化について質問させていただきます。

○國務大臣(高市早苗君) 二〇一二年のロンドン大会は、開会式の直前にスタジアムの電力制御システムへの攻撃情報を入手したということで、急速電力操作を手動で行う体制を確保したということを始めとして多くの対策は取られたと聞いております。

今度、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会ですが、二〇一二年から八年たっていると、ICTの世界では、八年というと、場合によってはもう数十年分に相当する進展があると思いますので、もうロンドン大会を上回ります。

ジングというのは、建物をお貸しして、そこの中

に自分のサーバーを持つて置くという、こういうスタイルですね。ホスティングというのがサーバーもお貸ししますという、サーバーを借りてということありますね。こうしたことなんですね。したがつて、何で地方に広がらないのといふと、いやいや、今はこうだから、ハウジングが半分以上だからということですよ。だから、ここを何とかせぬと地方分散といつても広がつていかないじゃないですかと。

じゃ、何をサーバーに保管するのということで、やっぱりこれ、行政とか地方自治体が持つてある基本的な、何というか、地域を管理するための基本的なデータがあるわけですから、それをバックアップを取らないといけない。災害があったときに全部なくなっちゃ困るわけですから、そういうふたものをサーバーに入れるわけです。入るんですけど、なかなかまだ。だから、入れたらどうなるのと、俺たちに対して。管理がやりやすくなるとか、何か障害で絶対消えないとか、障害があつても復旧できるとかというところをしっかりと示していかないと、ちょっとした税制の優遇だけだと多分広がつていかないと思うんですよね。

ですから、こういうところも考えながらやつていかないといけないと思うんですけれども、総務省としてはどういうふうにお考えなのか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(福岡徹君) お答えを申し上げます。

委員の御指摘のとおり、総務省といたしましても、バックアップのことも含めまして、首都圏に集中しておりますデータセンターを地方に分散していくことが必要であろうと考えております。

そこで、資料八の①、示させていただきましが、データセンターの今どんな感じの売上げになつてているのかと、この状況ではどうなのと考えてみると、ちょっと今の状況ではどうなのと

らのバックアップにつきましては税制支援措置を設けたりもしてきているところでございますが、

今回新たに地域におけるデータセンター整備への助成の支援を設けたいと思っています。これに併せて、今御指摘いただきましたバックアップの在り方あるいはそれの要件、そういうたよな問題をどうしていつたらいのかというようなことも十分念頭に置きつつ、バックアップの重要性や必要性について、データセンターの関係事業者はもとより、広くその利用者に対しても喚起していくためのいろんな方策についてしっかりと検討してまいりたいと思つております。

○石上俊雄君 まずは、行政というか自治体が持つているデータをバックアップする体制をしっかりつくるということが、そこからだんだんと始まつていくんでしょうかけれども、究極はやっぱりクラウドというか、この写真にもあるんですけれども、資料八の②、こっちの右側の方の写真といふのはもうクラウドなんですね。だから、今後の日本としてこの産業をどういうふうに考えるかでそのデータセンターとかの広がりがちょっと変わつてくるような気がするんですけどね。だから、今から、そこも含めて考えていただく必要があるのかなと、そういうふうに思います。

そして、それをやるために、やはり報道によるところもあるんですが、地方分散を阻害している要因として地方と首都圏を結ぶ通信回線の容量に問題があるんじゃないかもと言われているわけ

であります。要は、北海道の涼しいところにサーバーを持ってきたんだけれども、なかなか通信回線が細くて十分なデータ量が来れないとなると、これなかなか駄目なんですよ。しかし、単発で行くとお金が掛かる話ですから、回線を引くキャリアさんにとってもメリットがなければなりません

から、その辺というのは何か集中化させて、地域を、そして、これやるんだから、じゃお願いねといふような、そういう交通整理というか旗振り役いうふうか、そういうことをやつていかないと一向に、多分ちょっとこれ、分散というのはできない

と思うんですね

是非、そういう旗振り役、そういう協議の場と
いうのを総務省として検討したらいかがかななど思
うんですが、どうでしようか。

支那の歴史

まず、御指摘をいただきましたクラウドといふ点につきましては、特に地方立地の関係につきましては現在まだ少ないのでそれども、ホストティング等ハウジング等と比べますと、非常時に利用企業がすぐに駆け付けなくちゃいけないという場合はちょっと異なるということをございます。そういうこともありまして、現にクラウドサービスの提供拠点として地方に大規模なデータセンターを設置しているという例も現実にはございます。今後、クラウド型のデータセンターがまた更に地方も含めて普及していくことも期待しているところでございます。

それから、御質問のそのデータセンターの設置

何なのといふところで、いろいろちよつと、私も余り経験がないものですからイメージ湧かないんです。でも、全国十か所程度テストベッドを設置するというふうに検討しているというふうにお聞きます。

海外のところのものを見ていくとどうかといふと、この九の②ですね、そこインダストリアル・インターネット・コンソーシアムの各種テストベッドって、これインテルとかシスコシステムとかGEさんとかが設立したもので、今は加盟してあるところは二百社ぐらいあるらしいんですね。テストベッドというのはそれぞれ専門性のところ、一つはその右側のスマートグリッドの関係とか、こつちはセキュリティー関係、右下が航空機の製造における各種ツールの追跡システムとか、こういうふうに用途的に分かれているんですね。

今回、一番重要なのは、テストベッド、何が重複かどうか、多分ICTと可動ナットを組むかしないかです。

を行うための施設でござります。

このIOTの時代には、従来の通信事業者やICTベンダーといつたいわゆるICT企業と、それから、例えば衣料品メーカーですとかヘルスケアメーカーなど、ICTを利用する立場だつたいわゆるエーザー企業が異業種連携することで何か新しい革新的なサービスが生み出される、展開されるというその環境を、実証のための環境をつくっていくことですが、委員がおっしゃったテストベッドで扱うテーマなんですかれども、沖縄オープンラボラトリのように、あそこは特定の技術というものに着目するものもあれば、衣料、ヘルスケア、あとは農林水産業、観光ですか、そういう特定の分野に着目するというのも考えられると思います。ですから、ICTと掛け合わせるテーマですとかニーズの掘り起しこそいうのは、もうおっしゃるとおり極めて重要なものでございます。

出すと言われています。I・O・T時代に対応し、昨年十月に、企業、業種の枠を超えて産学官で利用を促進するI・O・T推進コンソーシアム、これが発足をいたしました。そこで、このI・O・T推進コンソーシアムが設立された経緯、そしてまた期待される役割をまず伺います。

○政府参考人（山田真貴子君） お答え申し上げます。

昨年六月の成長戦略では、I・O・Tに関する研究開発あるいはビジネスモデルの創出等の課題を推進するため、産学官の連携体制について取り組むことを明記しております。これを踏まえまして、通信事業者やメーカーに加えましてユーダー企業、各分野の学識者も参加をいたしまして、総務省、経済産業省が支える形で昨年十月にI・O・T推進コンソーシアムを設立しているところでござります。

に当たつて必要な通信回線容量が確保されている
ということは、まあそのほかにも電源供給の安定
的な供給等いろいろございますが、一つの要件と
して重要なものだと考えております。
総務省といたしましては、かねてより光ファイ
バー網の全国整備に取り組んできているというと
ころではございますけれども、これもまた今回設
けられる支援措置と相まって、御指摘の通信回線
容量の点も一つの論点といたしまして、様々な環境
整備のための旗振り役という御指摘もございま
したが、そういうことを含めてしっかりとやつて
いきたいと考えております。

○石上俊雄君 大変、地方に分散させていくところはいいことだと思いますので、やり方といふか、うまく皆さんが乗つてこれるような方向性を見出していくためにお力添えというか御尽力をいただければと思います。

続きまして、最後の質問になつていきますが、I.O.Tテストベッドの整備について、この視点で質問をさせていただきますが、テストベッドつ

何なのというところで、いろいろちょっとと、私も余り経験がないものですからイメージ湧かないんですけど、全国十か所程度テストベッドを設置するというふうに検討しているというふうにお聞きします。

海外のところのものを見ていくとどうかというと、この九の②ですね、そこのインターネット・コンソーシアムの各種テストベッドって、これインテルとかシステムとかGEさんとかが設立したもので、今は加盟しているところは二百社ぐらいあるらしいんですね。テストベッドというのはそれぞれ専門性のこところ、一つはその右側のスマートグリッドの関係とか、こつちはセキュリティー関係、右下が航空機の製造における各種ツールの追跡システムとか、こういうふうに用途的に分かれているんですね。

今回、一番重要なのは、テストベッド、何が重要なかというと、多分ICTと何を掛け合わせるかということとで決まってくると思うんですね。今、だから総務省さんとしては、同じテストベッドを十か所つくるのがなというのがちょっと分からんといんですね。これ、別々な機能のものを、やつぱりそれぞれ特徴があるものをつくつていかないといけないというふうに思っているんです。

ですから、こういうことをしっかりとやりながら、是非、日本のICTとかIOTというのを拡大、推進するために、ICTと何を掛け合わせるか、ここに書いてありますよね、総務省さんが書いていた大いにやつですが、ヘルスケアとか衣料品メーカーさんとか、そういう専門的なところで是非対応いただきたいというふうに思いますけれども、このことに対しての高市総務大臣の御認識と意気込みをお伺いしたいと、そういうふうに思います。

○国務大臣(高市早苗君) テストベッドってなかなか一般的になじみのない言葉かと思いますけれども、複数の企業が共同で新たなサービスを提供する場合に、その技術の開発をしたり、また検証

を行うための施設でございます。
このIOTの時代には、従来の通信事業者やICTベンダーといったいわゆるICT企業と、それから、例えば衣料品メーカーですとかヘルスケアメーカーなど、ICTを利用する立場だつたいわゆるエーザー企業が異業種連携することで何か新しい革新的なサービスが生み出される、展開されるというその環境を、実証のための環境をつくっていくということですが、委員がおっしゃったテストベッドで扱うテーマなんですかけれども、沖縄オープンラボラトリのように、あそこは特定の技術というものに着目するものもあれば、衣料、ヘルスケア、あとは農林水産業、観光ですとか、そういう特定の分野に着目するというのも考えられると思います。ですから、ICTと掛け合わせるテーマですとかニーズの掘り起こしというのは、もうおっしゃるとおり極めて重要なものでござります。

ですから、NICTがこれまでの新事業支援のノウハウを生かしてテストベッド支援をするということによりまして、日本の各地域が抱えている固有の課題ですとか産業の特徴ですとか、これまでの経験ですとか人材ですとか、そういった様々なものに応じたテストベッドが整備されて、各地域のテストベッドが今度はいい意味で競争をして更にすばらしいサービスが生み出される、こういった姿を期待しながら取り組んでまいります。

○石上俊雄君 時間が来ましたので、質問を終わります。是非、総務大臣、よろしくお願ひします。

それでは、質問に入つてまいりますが、IOTは、物がどのように使われているかという使い方を把握して使う人にとってより良い使い方を物自身から発信できるために、新たな付加価値を生み出します。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。

私も、最初に、熊本地震で犠牲になられた方たちの御冥福と、また被災者の皆様方にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入つてまいりますが、IOT

年十月に、企業、業種の枠を超えて産学官で利用を促進するI-O-T推進コンソーシアム、これが発足をいたしました。そこで、このI-O-T推進コンソーシアムが設立された経緯、そしてまた期待される役割をまず伺います。

○政府参考人(山田真貴子君) お答え申し上げます。

昨年六月の成長戦略では、I-O-Tに関する研究開発あるいはビジネスモデルの創出等の課題を推進するため、産学官の連携体制について取り組むことを明記しております。これを踏まえまして、通信事業者やメーカーに加えましてユーバー企業、各分野の学識者も参加をいたしまして、総務省、経済産業省が支える形で昨年十月にI-O-T推進コンソーシアムを設立しているところでござります。

技術開発や標準化、新事業創出といった取組においては、セキュリティあるいはプライバシーといった横断的課題の検討などが期待されおりまして、既に多様な活動を活発に行ってきていると認識しております。

○横山信一君 このI-O-T推進コンソーシアムですけれども、この法人会員というのは四月四日時点ですべて千八百三十六社というふうに聞いております。まさにオールジャパンの体制で取り組んでいます。こうという、この数字を見るとそういう意気込みももうかがえるところでありますけれども、これまで我が国では各社が個別に技術開発を進めてきておりました。その連携の動きが広がらなかつたためにドイツやアメリカに比べて出遅れてきたという、そういう指摘もございます。

他方、参加する関係者が多いので、政策の方針性をどのように集約していくとするのか見通せないのではないかと、そういう懸念も聞かれております。また、I-O-T、ビッグデータはある種類の機器からデータが収集するために、共通のプラットホームで分析することが不可欠といふふに言われております。そこには国際的な標準

準化という問題も出てまいります。

そこで、このコンソーシアム、民主導の組織というふうにされているのでありますけれども、この標準化の問題も含めて国としてどのように関与しているこうとしているのか、大臣に伺います。

○国務大臣(高市早苗君) あくまでも I-O-T 推進コンソーシアムは、会員の民間企業が主体となる、異業種の連携、知見を持ち寄るといったことによつて自発的に活動していかれる場だと認識をしております。しかしながら、基本的に民間の創意工夫で新しいビジネスが生まれていくようにということで、国としては、テストベッドの整備ですとかそれから資金支援ですか、それから、何よりもこれから大きな鍵になるのは規制改革だと思いますが、こういったことを行なうことで適切にサポートをしていくということをございます。

一方で、I-O-Tを進めていくために、国が前面に立つ取り組むべき課題も存在します。それがまさに今委員がおっしゃってくださった研究開発ですとかその研究開発の成果を標準化活動につなげていくと、この部分であるかと思いますので、現在、情報通信審議会でI-O-T先端技術に係る推進方策を審議していただきたいと考えております。特 夏をめどに取りまとめていただく予定です。特に、やはり標準化活動はしっかりと国が前面に立つて進めて、我が国の国際競争力の強化に貢献をしてまいりたいと考えております。

○横山信一君 よろしくお願ひします。
それでは、先ほど来ておりましたCYDERについて私は伺いますが、昨年十二月に情報通信審議会がまとめました「I-O-T/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」、これによりますと、実践的なサイバー防御演習の抜本強化、それからデータセンターの地域分散化、テストベッドの整備支援を推進すべきというふうにされております。この深刻化するサイバー攻撃への対処としましては、昨年九月にサイバーキュリティ戦略が策定されました。

従来総務省は実践的な防御演習、CYDERを実施をしてきておりまして、これを今回機会が積み重ねてきた技術的知見を活用して抜本強化することになりました。

されども、この平成二十五年度から五ヵ年計画で実施してきたCYDERを見直す理由、そしてまた、従来のCYDERと比べてどういうふうに強化をされるのか、これも大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(高市早苗君) やはりサイバー攻撃の複雑化、高度化、それからサイバー攻撃の被害の深刻化によりまして、サイバーセキュリティに対する意識の高まりというものが背景にございま す。

そこで、これまで実施してきましたCYDERに 対して、最新のサイバー攻撃への対応、演習の規模、対象の拡大が期待されています。そのため、より効果的かつ効率的な演習実施に向けた見直しを行うこととしました。この改正法案が成立しましたらNICTが演習の実施主体となりますので、NICTが長年にわたり蓄積してきたサイバーセキュリティに関する技術的知見ですか、NICT自身が持つ大規模なクラウド環境を最大限活用することが可能になります。

ですから、二十八年度においては演習の対象を拡大しまして、五百組織、千五百名を目標としま す。ちなみに、二十七年度は約八十組織、約二百人ということができましたので非常に大きな規模になりますし、受講場所も東京中心から全国十

一か所に拡大する予定でございます。

○横山信一君 大きく拡大をするのを数字を示していただいくよく分かりました。

これまでもCYDERで積み重ねてきたこうした 防御の訓練なんですが、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けてこれまで積み重ねてきたわけであります、このサ

イバー演習による人材育成を今後どう進めていくのか、政務官にお聞きいたします。

○大臣政務官(鈴木恵一君) 御質問ありがとうございます。

ざいます。

これまで、ただいま大臣からも御答弁がございましたが、総務省が実施してまいりましたサイバーフィールド演習、通称CYDERでは様々な組織のネットワーク管理者を対象に、感染端末の特定や情報漏えいの調査、上司への報告など、サイバー

攻撃を受けた場合の一連の対応を経験、体得していただいてまいりました。

先ほど御議論になりましたように、二〇一二年に開催されましたロンドン大会におきましては、大会期間中に約二億回に及ぶ公式サイトへの不正接続要求など数多くのサイバー攻撃が行われたこと、また、大会前の準備として大会本番を想定したサイバーセキュリティに関するテストやりハーサルが繰り返し実施されたというふうに聞い ているところでござります。

二〇二〇年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、それを上回る数の攻撃や、より複雑な攻撃が行われる可能性がござります。これに備えまして、東京大会のサイバーセキュリティを守る人材には、より高度で実践的な能力を身に付けていただく必要があると考えてあります。

このため、総務省では平成二十八年度から、NICTにおきまして、公式サイトや物流等管理システムなど、同大会の運営に必要なシステムを大規模なクラウド環境の下で模擬的に構築した通称サイバーコロッセオを活用し、東京オリンピック・

パラリンピック競技大会組織委員会を中心に、同環境内で、これまでの防衛面のみならず、先ほど

お答えいたしました。

○副大臣(松下新平君) お答えいたします。

あらゆるもののがインターネットに接続され、身

なり方についてどのように検討を進めていくのか、伺います。

そこで、電気通信事業者間のデータの流通の在り方についてどのように検討を進めていくのか、伺います。

近な情報が含む大量のデータが収集、利用され得るI-O-Tの時代におきましては、プライバシー保護を図りつつデータの自由な流通を確保することが重要でございます。この点につきまして、総務省は、特に企業間でのデータ流通を促進する観点が重要でございます。この点につきまして、総務省は、特に企業間でのデータ流通を促進する観点から、経済産業省と連携し、本年一月にI-O-T推進コンソーシアムの下にデータ流通促進ワーキンググループを設置し、個別ユースケースを取り上げながら、プライバシーに配慮した契約の在り方等の検討を行つております。

また、総務省では、情報通信審議会におきまして、利用者のデータの取扱いに関して、健康、医療、携帯電話、テレビなど、生活に身近な分野を中心として革新的なサービスの創出に必要となるルールの明確化や見直しに向け検討を行つておりますので、よろしくお願いいたします。

○横山信一君 先ほどの石上委員からも話が出ておりましたけれども、実際に、ただ防衛をするとも経験でできる高度なサイバー演習に参加していただき、人材の育成を適切に図つていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大臣政務官(鈴木恵一君)

いえ、短期間に身に付くものではもちろんないわけでありますし、それなりの能力も必要なわけですから、大規模な演習とはいえ、参加する人たちの問題もこれから出てくるというふうにも思いましたので、よりきめ細やかにやつていただきたいと いうふうに思います。

I-O-Tデバイスが収集、蓄積するデータは、生 活パターンとか趣味、嗜好などの情報が含まれます。I-O-Tの推進は、暮らしの利便性を高める一方で、今申し上げたようなわゆるプライバシーという問題が出てまいります。個人情報保護法では匿名加工情報の概念が導入されるなどして、ビッグデータの利用に向けた素地は今、整えられつつあります。I-O-Tコンソーシアムのワーキンググループにおいても、データ流通のニーズの高い分野において課題が検討されることになつております。

そこで、電気通信事業者間のデータの流通の在り方についてどのように検討を進めていくのか、伺います。

そこで、電気通信事業者間のデータの流通の在り方についてどのように検討を進めていくのか、伺います。

近な情報が含む大量のデータが収集、利用され得るI-O-Tの時代におきましては、プライバシー保

護を図りつつデータの自由な流通を確保することが重要でございます。この点につきまして、総務省は、特に企業間でのデータ流通を促進する観点が重要でございます。この点につきまして、総務省は、特に企業間でのデータ流通を促進する観点

から、経済産業省と連携し、本年一月にI-O-T推進コンソーシアムの下にデータ流通促進ワーキンググループを設置し、個別ユースケースを取り上げながら、プライバシーに配慮した契約の在り方等の検討を行つております。

また、総務省では、情報通信審議会におきまし

て、利用者のデータの取扱いに関して、健康、医療、携帯電話、テレビなど、生活に身近な分野を

中心として革新的なサービスの創出に必要となるルールの明確化や見直しに向け検討を行つてお

り、今月中を目途に方向性をまとめる予定でござります。

総務省といたしましては、引き続き、経済産業省も含めた産官学の関係者と連携を図りつつ、政策面からデータ利活用を加速してまいります。

○横山信一君 今月中ということですので、しっかりやつていただきたいと思います。

先ほどもデータセンターの話が出ておりましたけれども、国内のデータセンターの約六割が首都直下地震緊急対策区域にあるということであります。首都圏に集中するこの現状を総務省ではどのように分析しているのか、伺います。

○政府参考人(福岡徹君) お答え申し上げます。御指摘のように、我が国のデータセンター、約六割が首都圏に集中をしております。この理由でございますけれども、やはり一番大きなのは、やっぱり大口の利用者が首都圏に集中をしておりますことから、こうした企業が非常に駆け付けやすい首都圏の立地を求めるといったようなことなどが理由かと考えてございます。

これの認識でござりますけれども、やはり、これも御指摘のように、首都圏にこれだけ集中していることによりまして大規模災害がありましたときのリスクが高止まりしているということ、それから、今後、やはり全国的にI・O・Tサービスの展開が見込まれるわけでございますが、その際にやはり地域で発生するデータといったものはできる限りその地域の中で蓄積をし、流通をし、処理できるといった体制を確保していくといつたような、そういうった課題があるということから、政策的にやはりデータセンターの地域分散化を図つていくことが必要だというふうに考えているところでございます。

○横山信一君 よろしくお願ひしますということになりますが、どうしても首都圏にそういうデータが必要とされる企業が集中しているという現状の中で、分散していくメリットというのは企業側にどう感じるかというのもあろうかと思うんですが。

北海道の石狩市にさくらインターネットが移転をいたしました。その移転理由の一つは冷涼な気候を利用した経費節減ということでありまして、先ほどもデータセンターのクラウドということになろうかと思いますが、地方分散は積極的なメリットがあるという場合もあるということになります。

平成二十五年からは地域分散化のためにサーバー等設備に対する法人税の軽減が行われてきました。これによりましてこの二年間でどれぐらいデータセンターが移転したのか。また、本改正案では更に機構による債務保証と助成金交付による

財政面の支援が追加されることになつております。総務省としてはどの程度の件数を支援しようとしているのか、副大臣に伺います。

○副大臣(松下新平君) お答えいたします。

平成二十五年に創設いたしました税制支援は、首都圏のデータセンターのバックアップを促進するものではございますが、御指摘の地域分散化の状況につきましては、平成二十七年までの間、国内データセンターの首都圏への集中比率は約六割の状況が続いております。

総務省といたしましては、税制支援によるバックアップの促進に引き続き取り組むとともに、今回追加いたしました助成金交付等の支援により、地域のニーズに対応したデータセンターの設置を後押ししていくかと考へております。具体的には、本法案に基づくデータセンターへの財政支援

につきましては、期限としております平成三十三年度末までの五年間で設備の新設、増設等に関し五十件程度を目標としております。

本法案が成立した際には、このような支援措置により、これまで以上に積極的にデータセンターの地域分散化に向け取り組んでまいります。

最後の質問になりますけれども、テストベッド

がデータセンターの普及

促進を図つていく上ではこのテストベッド環境が

不可欠というふうに言われているんですが、これは従来、我が国では企業グループ内で行われていただといふうに認識をしておりますが、やはりベンチャーなどがオープンに参加できるテストベッドが少ないといふうに指摘をされているところであります。

本改正案によりましてテストベッド整備支援が行われた結果、異業種イノベーションというのはどういうふうに生み出されるといふうに考えております。最後、これ大臣に伺いたいと思いま

す。

○国務大臣(高市早苗君) 今日は本委員会で、寺田委員からございましたけれども、健康長寿に資する視点的重要性も御指導いただきましたが、例えば既に提供されているI・O・Tサービスとして、肌着にセンサーを組み込んで心拍数や消費カロリーなどの情報をクラウド上に蓄積して体調管理をサポートするI・O・T肌着がございますが、これはI・O・T企業であるNECとユーチャー企業であるグンゼの共同開発でございます。

今後、実際のサービス提供に近い仮想環境下で失敗を恐れることなく開発や実証を繰り返し行うことのできる常設の場としてのテストベッド、これが、中小企業やベンチャー企業を含む異業種の企業が集い、I・O・T企業とユーチャー企業の連携による新たなI・O・Tサービスの創出、展開を起こす場として極めて有効だと考へております。

また、沖縄で行なわれておりますように、台湾を始めとするアジア地域との連携に積極的に取り組むといった国際的な展開も期待できますので、総務省としては、テストベッドを通じて、業界、業種の壁ですか、あと国境を越えた連携が進んでいく、我が国発のI・O・Tサービスが次々に生まれていく、こういうことを期待しながら、できる限りの側面支援を行つてまいりたいと思います。

○横山信一君 時間が参りましたので、終わらせ

ていただきます。

○横山信一君 具体的にありますけれども、データ

が集中しているといふうに考へてございます。

最初の質問になりますけれども、データ

が集中しているといふうに思いますが、

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。初めて、熊本県、大分県を中心とした九州地方

の地震により亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げるものであります。

今回の地震では、熊本、大分県両県を中心に広範囲に被災し、天候の悪化も加わって被害が広がっております。救命、救援に万全の措置をとること、二次災害の拡大を防止すること、被災者の支援、そして自らも被災しながら住民のために昼夜分かたず奔走している被災自治体の職員などへの支援に全力を挙げていただくよう、総務省、消防庁に要望しております。日本共産党も、皆さんとともに、被災された皆様の命や健康などの救援、支援に全力を挙げることを申し上げまして、

消防庁に全力を挙げることを申し上げまして、

用事業に対しまして集中的に公的な支援を行うこととしたものでございます。

○吉良よし子君 多くの企業に利用してもらいやといふようにというようなお話をありました。

では、この制度を利用してテストベッド、データセンター等を整備を行おうと思っている、そのテス

タセンターの運営主体などとの程度あると見込ん

でいらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(南俊行君) テストベッドサイドにつきましてまず初めに御答弁させていただきたい

と思います。

テストベッドの整備に関する具体的ニーズな

オーブンラボラトリといふのは、我が国で唯一の民間の共同のテストベッドだらうと思つております。

が、既にこちらの事務局の方からも将来的な設備の更新ですとか増強に当たつて助成を受けられるのかどうかといふ御相談をいただいております。

ほか、個別名はちょっと控えさせていただきます

が、ICTのベンダーさんですか、あるいはセ

キュリティー関係の団体からも具体的な要望等を承つてあるところでございます。

また、テストベッドにつきましては、情報通信審議会の中でも、多くの委員や有識者の方々から

その整備の必要性につきまして御提言をいたしているところでございますので、潜在的なニーズは相当大きなものがあるといふふうに考えてございます。

○政府参考人(福岡徹君) データセンター関係につきましてお答え申し上げます。

どちらの二、三の企業があるかということ

でございますが、まず現状を簡単に御紹介申し上

げますと、過去五年間で約三十棟のデータセン

ターが地方に設置をされております。また、施設の数のベースでは、全国約五百棟のうち約三百棟がいわゆる首都圏以外の地域に立地をしていると

いうことでございます。

データセンターの運営主体につきましては、通

信事業者、ICTベンダー、システムインテグレーターなどなどの業種の方々がいらっしゃいます。

レーダーなど、今後も、これらの事業者に予定を伺つております。

ますところ、地方におきまして複数のデータセン

ター事業者が整備を進める予定であるというよう

に聞いております。また、その中には、この支援制度に关心を示しております。

また、その中には、この支援制度に关心を示す

ところがございます。

○吉良よし子君 様々ニーズもあるとのお話を

いた。

まず、そのデータセンターについては、五百棟

あつて、そのうち三百棟が地方でというようなお

話もあつたと思うんですが、じゃ、事業を展開し

ているのはどこかというと四百三十事業者ぐらい

あるとのお話を伺つております。

そこで、お配りした資料を見ていたいん

ですけれども、これが現在データセンターを設置

している企業の直接受注売上高の上位十五社とそ

の資本金といふものを示したものであります。全

体を見ていたいきますと、結局、やはり資本金一

千億円規模の大企業が中心を担つておりますし、

資本金がそこまで規模が大きくなっているところであつても、その名前を見てみれば大企業の関連企業な

どが名を連ねているというのが分かると思うわけ

です。つまり、こうしたデータセンターなどの事

業を行つ、そして今後、今回の法改正によつて支

援を受けるような事業者といふのはやはり大企業

が中心になるのではないかと思われるわけです。

また、テストベッドにつきましては、先ほど

様々な興味、関心があるといふお話をありましたけ

れども、この二月にNTTコミュニケーションズ

が、これまでICTと関わりない業界企業と広く共有することを前提としたグローバルクラウド

IOTテストベッドの運用を開始したとの報道があ

りました。また、富士通も自社のテストベッド

報道もあると。これも、結局展開できるのは、こ

うした莫大な設備投資のできるような資金力、体

力のある大手の通信事業者、また大手のITベン

データセンターの運営主体につきましては、通

ダーやいうことになるのではないかと思うわけです。

これらの例を見れば、結局、先ほどの富士通

だ、NTTコミュニケーションズといふことを見

れば、今回の法改正で助成対象になるかどうかにかかわらず、もう既に必要に応じてこうしたデータセンターもテストベッドも設置している、それ

も言えるのではないかといふこともあるわけです。

一方で、先ほど、じゃ、幅広い中小企業を含めた皆さんに利用していただくんだといふお話を

あつたわけですが、そうしたIOTの技術といふのは、通信事業者、ITベンダーだけじゃなく

セイ、それらの企業がこのテストベッドやデータ

センターを利用しようと場合どうするかといえ、設置事業者等に利用料を支払わなければ参

画ができるないという形になつてゐるわけです。

それは、今回の法案が適用された、助成されて

いる企業の直接受注売上高の上位十五社とそ

の資本金といふものを示したものであります。全

ての企業がこの形になつてゐるわけですね。

ここで伺いますが、こうしたデータセンターであつても、普通の民間が独自でつくつたものであ

らうが変わらないと思うわけです。

これは、今回の法案が適用された、助成されて

いる企業の直接受注売上高の上位十五社とそ

の資本金といふものを示したものであります。全

ての企業がこの形になつてゐるわけですね。

○政府参考人(南俊行君) 今般改正をいたします

特定通信・放送開発事業実施円滑化法という法律の中には、その制定当初、平成二年から、通信・放送新規事業、すなわち中小企業やベンチャー企業等が新たなサービスを提供する事業を行つ際

に、例えば債務保証という形で支援を行うスキ

ムが現に存在しているところでございます。

○吉良よし子君 債務保証の制度は、仕組みはあ

るというお話をでした。

ところが、この債務保証の制度というのは、先

ほどあつた平成二年、一九九〇年から始まつたわ

きつ、引き続き、私ども内閣官房や経済産業省と連携を図りながら積極的に取り組んでまいり

いうのをお伺いしたところ、この間二十五年の間にたつたの四件しか利用されていないということ

で、ほとんど利用されていないわけですね。つまり、ニーズに合つていないからこの制度、利用されていないのではないかと思われるわけです。

では、IOTを進めていくためにその参画が欠かせない中小企業がどういう支援を今求めているのかと。関西の十八の商工会議所がつづったIOT・オープンネットワーク活用研究会が企業に対

してアンケートやヒアリング行つた結果を基に政府に提出した要望書には、IOTに中堅・中小企業の七割が関心を示しているとしながら、中小企業の導入を後押しするため税制優遇や助成措置などの具体的な支援を求めているわけです。

大臣、そうした声を聞けば、今必要なのはこうしたテストベッドやデータセンターを利用する中

小企業への直接的な支援なのではないかと思いま

すが、いかがでしょうか。

○國務大臣(高木早苗君) テストベッドにつきましても、これは、自前ではテストベッドを整備

しない中小企業やベンチャー企業の利用にも資するものだと考えております。また、データセン

ターにつきましても、地域分散化という観点から地方の拠点を整備するものですから、それぞれ地場の中小企業の利用も想定されます。

それから、中小・ベンチャー企業への支援をと

うお話をしたが、総務省は従来から、ベン

チャー企業や大学による新技術を用いた事業化へ

の挑戦を支援するアイ・チャレンジ事業ですと

か、NICTと連携して、学生起業家の発掘を目

的とした起業家甲子園ですか地域発の若手ベン

チャーの事業化支援のための起業家万博の開催など、様々な支援策を実施しております。

是非とも、このIOT時代を迎えて、独創

的な技術や発想を有する中小企業やベンチャー企

業への支援といふのはますます重要となります

から、今回の法改正による取組にも御理解をいただ

きつ、引き続き、私ども内閣官房や経済産業省と連携を図りながら積極的に取り組んでまいり

ます。

○吉良よし子君 様々取組されているというお話をあつたので、それはそれで進めていただくのも大事だとは思うんですけれども、ただ、本当に、先ほど私が問題にしているのは、そうした参画する中小企業がテストベッドやデータセンターを利用しようと思うと結局利用料を払わなければならぬわけです、一定額の。やっぱりそれが障害になつて、参画したいけどできないという、具体的にそういう直面している企業があるのではないか、出てくるのではないかといふところを懸念しているわけですね。

今回の法改正で行う支援事業というのは、結局、そういう中小企業への支援ではなくて大手の通信事業者やITベンダーに対する支援ということになつてしまつていて、本当にそれで利用した中小企業が利用しやすくなるかどうかというところまでは手が届いていないものだと思つて、そなしたテストベッド等の設置事業者のみを助成対象としたという本法案というのは納得できないと思うわけです。

それから、時間がないんですが、もう一点、サイバーセキュリティ演習についてもお伺いしたいと思います。

安全で安心な情報通信ネットワーク環境を維持することというのは重要なことですけれども、それが今回どう位置付けられるのかというのも大事だと思つて、

今回のNICTの業務に追加されるサイバーセキュリティ演習は、総務省が二〇一三年から五年間の計画で実施してきたサイバー攻撃防衛演習、CYDERだということですけれども、昨年九月に閣議決定されたサイバーセキュリティ戦略を踏まえた年次計画であるサイバーセキュリティ演習、CYDERについて何と述べているか、端的に御紹介ください。

○政府参考人(南俊行君) サイバーセキュリティ政策の中のNICTの演習関連の施策でござります。

いますけれども、四の横断的施策の中のサイバー攻撃の検知・防御能力の向上という項目の中におきまして、NICTを通じて、標的型攻撃の対策技術としてマルウェアに感染したコンピューターからの情報流出に対処する技術の研究開発を行

う、あるいは、NICTを通じ、世界最先端のサイバー攻撃観測、分析、対策、予防技術等々の技術の研究開発を実施すると記載されていることに加えまして、それに続く人材の育成、確保という項目の中におきまして、総務省において、官公庁や企業等組織における実践的サイバー防御演習、CYDERの基礎の強化及び拡充を通じた実践的なサイバーセキュリティ人材の育成について検討を行うと記載されているところでございます。

○吉良よし子君 様々述べられましたけれども、結局、サイバーセキュリティ戦略に基づいて、観測の強化、NSCなど戦略本部との連携強化、コア技術の保持、政府機関や重要インフラの防御演習を通じた人材育成など、NICTに具体的で重要な役割が求められているというわけです。

ただ、この政府のサイバーセキュリティ戦略には国際社会の平和、安定及び我が国の安全保障が柱の一つに位置付けられているわけです。そして、新日本ガイドラインでは宇宙及びサイバーエンジニアリングに関する協力を位置付け、防衛省も、在日米軍施設を支える重要なインフラ防護のためにNICTの知見も排除しないと明言しているわけです。

こうして見てみると、日米軍事同盟の下、我が国のサイバーセキュリティ戦略が米国のサイバーエンジニアリングに組み込まれると、その下で、本来であれば

広く国民に還元されるべきNICTの知見や活動も米国のサイバー戦略に利用されていく、そういう懸念があるといふことも併せて申し上げまして、質問を終わります。

○片山虎之助君 それでは、質問いたします。

○政府参考人(米津雅史君) お答え申し上げます。

それは、今回の地震が長いんですね。十四日の九時頃から始まって、今日で六日目でしょう。まだなかなか終わらない。しかも、震度五以上が十五回、震度一以上、八十六回といったかな。これは困るといつたら困るわね。しかし、救出や救助はしっかりとしなきゃいけませんし、復旧復興もしなきゃいかぬけれども、いろいろ聞いてみると、一番困るのは支援物資が末端まで届かないということなんですね。これが東日本大震災のときもそうだったんですよ。末端まで行かないから途中でどうにかなるとか、まあ捨てたりなんかといふことは余りないんでしょうか。

そこでは、今回は支援物資というのは末端まで行つているのかどうか、特に市町村はもう疲れていますから、みんな、それだけのあれがない。それじゃ、どうするのかということなんですね。内閣府になるのかな、御答弁。

○政府参考人(米津雅史君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、被災地では依然として物資等が少ない状況が続いております。被災自治体と私ども一体となりまして、水や食料、おむつなどの生活必需品はもとより、簡易トイレなどの必要な物資が御指摘のように被災者の方々一人一人に確実に届くことが大事だということでございまして、私どもも、昨日から自衛隊のお力もお借りをして、あらゆる手段を尽くしてまいりたいとござります。

そこで、今回は支援物資というのは末端まで行つているのかどうか、特に市町村はもう疲れていますから、みんな、それだけのあれがない。それじゃ、どうするのかということなんですね。

○政府参考人(米津雅史君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、被災地では依然として物資等が少ない状況が続いております。被災自治体と私ども一体となりまして、水や食料、おむつなどの生活必需品はもとより、簡易トイレなどの必要な物資が御指摘のように被災者の方々一人一人に確実に届くことが大事だということでございまして、私どもも、昨日から自衛隊のお力もお借りをして、あらゆる手段を尽くしてまいりたいとござります。

それから、もう一つはやっぱり医療なんですね。医療などで、まず薬が足りてないのか、お医者さんや看護師さん的人手が足りているのかといふ議論がありますけれども、とにかく、長いとみんなどこか悪くなったりするわね、心身共に。そういう対応はどうしているのかというのが非常に心配ですが、いかがですか。

○政府参考人(鷲見翠樹君) 被災者の方の心身の健康管理ということでございまして、これは大変重要な課題でござります。

保健師などが中心となつて避難所などを巡回をして、感染症の予防指導あるいは健康状態の把握、あるいは病気をお持ちの方の医療機関への受診調整、さらに心のケアといったようなことを実施をする、そういうことをやつておられるわけです。

今後とも、私どもも、輸送事業者、自衛隊、関係省庁との緊密な連携の下に、必要な物資が確実、迅速に到達して、御指摘のように、避難者の方々の生活環境が確保されるよう、全力で取り組んでまいります。

○片山虎之助君 自衛隊が末端まで、個別の一軒一軒に配ることはできるんですか。

○片山虎之助君 東日本のときに民間を使つたらどうかという議論があつた、小口の運送業者、クロネコヤマトその他のね。それは、今回はそういうことは検討しているんですか、していないんですか。

○政府参考人(米津雅史君) 委員が御指摘のように、私どもも、自衛隊に加えまして、もちろん民間業者の方々に避難所まで届けていただきようになります。

○片山虎之助君 しっかりとやつてください。

○政府参考人(鷲見翠樹君) 被災者の方がいらっしゃる。それから、専門的な心のケアといふことで、被災地のニーズを踏まえて、全国の都道府県、政令市などと連携しながら、保健師等から構成されるチームの派遣調整を私どもの方で行っておりまして、そういう形で多くのチームに入つてもらつていて。それから、専門的な心のケアといふことに対応できるように、精神科の医師などから構成される災害派遣精神医療チーム、D.P.A.Tというふうに言つておりますけれども、こうした派遣による支援を行うっているところでござります。

これからも一生懸命やつてまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 人工透析やなんか、手当てが要る人がおるでしょう。そういう人は移してあるんですか。どうやつているんですか。

○政府参考人(櫛見英樹君) 透析は、数字で申し上げますと、熊本県内に透析医療機関は九十四ござります。その中で、現段階で何らかの理由、水の不足というのが多いのでございますけれども、透析ができないという施設が十三施設ある。そこで透析をやつておられる患者さんの方は九百人ということでござります。

そういう、実は水の確保、水道が出てきてないところは給水車を使って水を確保するということもやつていまして、それから熊本県内のほかの医療機関で受け入れてもらつとこうことで、今申し上げたような透析できない医療機関にかかるておられる患者さんについても県内でほぼ対応できているという状況でございます。ただ、今後も安定的な運用ができますように各病院のニーズを集約しまして、病院と自治体、あるいは水を運んでいただく自衛隊といった橋渡しをするというようなことを私どもの方でやつているところでござります。

これから、状況の悪化に備えて、県外への医療機関に移送ということについても必要に応じて調整をしてまいります。

○片山虎之助君 東日本大震災のときも、自衛隊がもう大変喜ばれましたですね。一番訓練されて組織的だし、若いし、いろいろなことができますよね。今回も最終的には二万五千人ぐらい動員されると報道されておりますが、今どういう段階で、最終的にどうなるんですか。

○政府参考人(高橋憲一君) お答えいたします。

防衛省・自衛隊といましましては、熊本県知事、大分県知事からの災害派遣の御要請を受けまして、関係省庁や被災自治体と緊密に連携しながら、総力を挙げて災害対応に全力を尽くしております。

四月十七日までに災害派遣部隊の人員約二万人への増強を完了し、各車両、航空機及び艦艇を最大限運用して、人命救助活動や被災者の生活支援、物資輸送、給食、給水、入浴、医療支援に当たっております。今後は在日米軍輸送機等を活用しながら、四月二十三日をめどに二万六千人態勢に増強したいと考えております。さらに、即応予備自衛官につきましては、熊本県出身の方を約三百名を上限に生活支援隊を編成し、地元の方でござりますので皆さんとの土地カンを活用した、より被災者に寄り添った支援を早急に開始するため、招集命令書の交付を逐次実施しております。

以上でございます。

○片山虎之助君 それから、これも報道なんだけど、米軍にも支援を頼むと、こういうことなんだけど、米軍はどういう分野で、どういう支援を頼むんですか。

○政府参考人(高橋憲一君) お答えいたします。

今般の地震のこれまでの初動対応につきましては、自衛隊、警察、消防などにより全力で対応しておりますが、米側からの支援につきましても、米側からの申出を受けまして並行して調整を行つてしましました。

十七日でございますが、米側から航空機による輸送支援が実施可能であるとの連絡があつたことから具体的な調整を進めておりまして、昨日十八日からでございますが、米軍の輸送機UC-35一機、C-130一機による輸送協力のほか、米軍輸送機MV-22オスプレイによりまして、熊本空港から南阿蘇村の方へ水、食料、毛布等の生活支援物資の輸送協力を行いました。また、本日十九日でございますが、米軍輸送機M-22オスプレイ四機をもちまして南阿蘇村への食料や簡易トイレ等の生活支援物資の輸送を行つことになつております。

○片山虎之助君 それでは、これは全部報道なんだけど、例えば消防関係は団を含めて一万人動員する、警察は最終的には三千人ぐらいでと、こう

いうことなんですが、御方針等があつたら教えてください。

○国務大臣(高市早苗君) 昨日現在ですが、まずは緊急消防援助隊ですが、十九都府県から、あつ、これは本日の活動予定です、計五百三十八隊千九百五十三名、ヘリ十八機を含んでおります。そして、地元消防機関の活動規模が、消防隊五百五十名、消防団員七千三百四十九名、これは昨日の段階でございます。やはり、一万人規模という形で対応をしております。

○片山虎之助君 しっかりとやつてください。我々は応援します。

そこで、今度は総務省に聞きたい。

携帯電話はどうなつてます。東日本大震災のときに情報通信というのは大分問題になりましたよね、あのときも、パンクしたりしてね。今回はあの経験を生かしているんだろうと思ひますけど、生かしているんでしょうか。

○政府参考人(福岡徹君) まず、御指摘のとおり、東日本大震災の教訓を踏まえまして、特に停電対策を、長時間もつようにするといったようなこと、あるいは通信回線の複数経路化といったものの省令改正をして事業者に義務付けをしております。また、総務省自身、移動電源車を配備したりといったような対応を取つてきております。

今回の状況でございますが、携帯基地局の停波は一時最大で約四百局ぐらいになりました。現時点では、最新の数字では百五十七局というところまで減っております。それから、実は四月十六日土曜日の時点では、三社のうち一社は少なくとも全ての避難所においての携帯電話は複数事業者において対応できる形になつてございます。

成果が、この前の教訓が生きているかどうかとこれからになりますので明確なことは申し上げられませんが、先ほど申し上げましたように、停電対策での長期化といったようなことを進めてまいりましたので、恐らくその辺の効果は、推測でございますが、ある、現時点でもあつたのかなといふふうに考えてるところでございます。

○片山虎之助君 今日はNICTの法案のあれですから、そのことを聞きますが。

大臣、この前見せてもらいました、皆さんと一緒に行つて。いや、思ったよりと言つたらいかぬけれども、なかなかいろいろなことをやつていますね。今後どういう方向にどうされる総務省としてはお考えですか、NICTの育て方。

○国務大臣(高市早苗君) 先月、三月三十日でござりますが、NICTが今後五年間に行う研究開発の具体的な計画を定めた中長期計画を認可いたしました。その中で、NICTが世界最先端の社会全体のICT化を目指して、重要五分野に集中して基礎的、基盤的な研究開発に取り組んでいくということになつております。あわせて、その研究開発成果を最大化するためにオーブンイノベーション推進本部を新たに設置して、産学官の共同研究を一層強化していくということになつております。

NICTには、ICTを専門とする唯一の公的研究機関として、先端的なICTの研究開発ですか、その成果の社会実装に中心的な役割を果たしていただくということを期待しております。

○片山虎之助君 それから、四月二十九日、三十日に高松でサミット絡みの情報通信の国際会議をやりますよね。この主催は恐らく総務省とすることなんでしょうねけれども、何をどうやるんですか。

○国務大臣(高市早苗君) 四月二十九日、三十日ですが、情報通信大臣会合でも、各国とセキュリティーの確保ですかプライバシーの保護など、安全、安心の観点をめぐる議論が生じていますから、ICTに関してはこの辺りを中心にして議論を深めてまいりたいと思っております。

具体的に、IOTなど新たなICTの登場といふものの踏まえて、自由なインターネット環境を確保して、これが創出する様々なイノベーションと経済成長をいかに推進するか、そして安全で安

心なインターネット環境を実現するためのセキュリティやプライバシー分野への取り組みを進めしていくか、それからデジタルデバイドの解消にどのように取り組むかといった点についてG7各国と議論を深めてまいります。そして、その成果を伊勢志摩で行われる首脳会合、G7のサミット、それからデジタル経済に関するOECD閣僚級会合などにも反映させていきたいと思っております。

○片山虎之助君 それで、この前見せてもらったので一番、何というのか、あれに残ったのは、サイバーセキュリティの話ですね。今、物すごくいいんだね、あれ見ていると、nicterというの。それで、いろんなことをおやりになるのはいいんだけども、地方自治体とも一緒に演習をやるというあれですよね。是非私はそういうことをやつてもらいたいと思うんですが、それについてのお考えはいかがですか。

○政府参考人(南俊行君) これまでCYDER、二十五年度から延べ百三十五組織に受講していた

質疑に入る前に、改めて、熊本・大分大地震、地中でお亡くなりになつた方々の御冥福をお祈りすると同時に、被災された皆さん方の一日も早い回復を心から御祈念を申し上げたいと思います。

○片山虎之助君 そこで、この前見せてもらつたので一番、何というのか、あれに残ったのは、サイバーセキュリティの話ですね。今、物すごくいいんだね、あれ見ていると、nicterというの。それで、いろんなことをおやりになるのはいいんだけども、地方自治体とも一緒に演習をやるというあれですよね。是非私はそういうことをやつてももらいたいと思うんですが、それについてのお考えはいかがですか。

○政府参考人(南俊行君) これまでCYDER、二十五年度から延べ百三十五組織に受講していた

質疑に入りますが、この情報通信研究機構、NICT、何か言葉回りにくいんだけれども、いわゆる機構法第四条で、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を行う情報通信分野における国の唯一の公的研究機関ということの任務と、あわせて、いわゆる円滑化法の第六条により、通信・放送新規事業に対する債務保証であるとか資金出資等の支援事業も行うことになる、こういうことです。

つまり、NICTは、一面では情報通信分野における国唯一の公的研究機関という顔と、他面では資金も含めた事業支援を行なうとの両面の顔を持つてゐる。技術的支援ならば公的研究機関として当然の役割でようけれども、資金的事業支援は研究機関としてはちょっと異質であつて、必ずしもNICTが行なう必要はなかつたんではないかと、こう思うんですけども、なぜこの二つの課題を併せ持つことになつたのか、その理由についてまず説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げま

す。

情報通信研究機構でございますが、旧独立行政法人の通信総合研究所と旧認可法人の通信・放送機構が統合いたしまして、平成十六年度に発足した組織でございます。

旧通信総合研究所の方は主として無線通信等の通信関係の研究開発を行つております。一方の旧通信・放送機構の方は情報通信分野における出資、債務保証等の事業支援業務を行つております。旧これら二つの法人はいずれも情報通信

技術に関する業務を中心を占めていた点で類似性、共通性がございまして、自らの研究開発の推進と事業支援対象の選定等におきまして、両法人の成果、知見を統一的に活用することで以前に比べましてより効果的、効率的な業務運営が可能になると考えたものでございます。

以上でございます。

○又市征治君 このNICTの平成二十六年度事業報告書によると、約五百七十七億円の繰越欠損金が計上されています。衆議院総務委員会で

は、NICTの委託先が事業環境の悪化によって製品等の売上げの黒字化のめどが立たず、研究開

發委託費で焦げ付いた部分である、こういう説明がされているわけですが、何件ぐらいの事業への支援が焦げ付いてきたのか。

また、総務省は、今年度からの中長期目標において繰越欠損金の着実な縮減に向けた取組を指示

しているようですが、具体的にはどんな方法でそれが実現できるか、お考えのか。

例えば、今回の法改正によつてサイバーセキュリティの演習がNICTの業務に加えられることになつたわけですが、これによって経営改善の一助になるのかどうか。

この点、二点お伺いしたいと思います。

○政府参考人(富永昌彦君) 情報通信研究機構の民間基盤技術研究促進事業でございますが、情報通信分野の基盤技術研究を促進するということ

で、広く民間企業等から研究開発課題を公募いたしましたして研究開発を委託する事業でございます。

平成二十一年度には新規案件の募集を既に停止しております。

この事業では、まず研究開発委託費が一括して計上されまして、繰越欠損金として累積されまして、研究開発の終了後に、成果物でございます製品等に係る売上げが生じた際にその一部を納付しきります。

これまで、民間企業への基盤技術研究開発委託でございましたが、五十九件行つてまいりました。

いずれも委託額に比べまして納付額はまだ少ない

状況でございまして、平成二十六年度末時点では繰越欠損金として累積された額が約五百七十四億円となつてございます。

それで、これからNICTではどのように取り組むかということでございますが、今年度からの中長期計画におきまして、経営、知的財産等の各

分野の外部専門家を活用いたしまして、売上げ向上に向けた課題を把握いたしまして、実効性ある改善策を助言するなど、その繰越欠損金の縮減に向けた取組を着実、効果的、効率的に進めることをいたしております。特に、今後とも納付が見込まれる案件の重点的なフォローアップですとか、受託者が取得した知的財産権が相当の期間活用されない場合と認められる場合における当該知的財産権の第三者による利用ですか第三者への移転ですかとか、そういうことに取り組んでいくこととしております。

総務省といたしましては、これらの取組、着実に実施されるよう、しっかりと注視していく所存でございます。

○又市征治君 研究開発事業と事業支援というの

はそれぞれ担当が異なるんでしょうかけれども、多額の欠損を抱える法人にサイバーセキュリティ

上重要な課題を付与することが果たしてどうな

か、ちょっと私は違和感を感じざるを得ないんで

すが、いずれにしても、いい結果が出るよう

しっかり取り組んでもらいたい、こう思いました。

次に、一昨年、サイバーセキュリティ基本法が成立をして、サイバーセキュリティ戦略本部であ

るとか内閣官房セキュリティセンターが設置をさ

れたわけですが、これらが政府中枢のサイ

バーセキュリティ組織だとするならば、各省庁

にもそうした対応をする組織があるんだろうと思

いますけれども、これらがどのような組織がある

のか、そしてこれらの組織、機構の位置付けはそ

れぞれどのように整理をされているのか、この

点、簡単に御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げま

す。

サイバーセキュリティ戦略本部でございますけれども、サイバーセキュリティ政策の司令塔といたしまして、サイバーセキュリティ戦略の策定など、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進のための企画立案、総合調整を行っております。

また、内閣サイバーセキュリティセンター、N I S Cでございますけれども、こちらは、今申し上げました戦略本部の事務局といたしまして、政府機関に係る不正な通信の監視、監査、原因究明調査等の業務を行っております。

次に、各省庁でございますけれども、今申し上げましたサイバーセキュリティ戦略本部及びその事務局であるN I S Cが総合調整をする中で、自らの組織におけるサイバーセキュリティの確保を図るとともに、その所掌に応じたサイバーセキュリティ施策を推進しているところでございます。

また、N I S Cは、独立行政法人情報処理推進機構、I P A 、それから国立研究開発法人情報通信研究機構、N I C Tでございますが、この両者との間におきまして、それぞれの機関における専門的な知見の共有等の観点からパートナーシップを締結をし、情報共有等、連携を図ってきております。

今後とも、関係機関と一層緊密に連携をしながら、我が国のサイバーセキュリティ対策の強化を図つてまいりたいと考えております。

○又市征治君 今説明があつたように、既存のセキュリティ対策の組織が存在をしますけれども、今回、N I C Tの業務にサイバーセキュリティ演習の追加であるとか、あるいはこの演習に係る中長期目標等に関してサイバーセキュリティの意見を求める等々によつて、このN I C Tも日本におけるサイバーセキュリティ確立の枠組みに法的に組み込まれることになる、そういう理解していくかどうか、また、サイバーセキュリティ演習の業務というのは、その分野における

他の機構、組織との関係において具体的にどのような役回りになつていくのか、その役割がなぜ

N I C Tに期待をされることになったのか、この点、伺います。

○国務大臣(高市早苗君) 国のサイバーセキュリティ戦略、政策でございますが、サイバーセキュリティ戦略本部が政府全体の総合調整を行い、各府省が個別政策の実施などを進めることになっております。

本改正法案お認めいただきましたなら、N I C

Tが行うサイバーセキュリティ戦略を踏まえてこれから計画的かつ効果的に実施され

ることになります。その上で、演習の対象ですとか内容についてはサイバーセキュリティ戦略本部に意見を聴いた上で実施するということにしてお

ります。

先ほど答弁がありましたとおり、N I C TとN I S Cとの間でパートナーシップ協定がございま

す。このパートナーシップ協定の下、N I C Tが

有する演習基盤や知見を活用して、N I C Tの業

務として位置付けていただく予定のサイバーセキュリティ対策

によって、政府全体のサイバーセキュリティ確

保に向けて更なる貢献が期待できると考えております。

○又市征治君 政府あるいは関係機関が連携して

サイバーセキュリティ対策の確立に努めている

ことは今の御説明でも分かりましたが、しかし、

このサイバーセキュリティの確保というのは官

民挙げて取り組まないと成果を上げることはでき

ないんだろうと思つたんですね。

具体的にはどのような形で連携が取られている

のか、若干ここらのところの説明をいただきた

い。

○政府参考人(谷脇康彦君) 委員御指摘のとお

り、サイバーセキュリティ空間における脅威は深刻化が急速に

進んでいるところでございます。とりわけ我が国

は、目前に伊勢志摩サミット、また四年後には東

京オリンピック・パラリンピックを控えておりま

して、現下の厳しいテロ情勢に鑑みますと、サイバーセキュリティの確保は官民が連携して取り組むべき極めて重要な課題であると認識をしております。

特に、重要インフラに係るサイバーセキュリティ対策については官民連携が不可欠でございます。先月開催をされましたサイバーセキュリティ戦略本部におきまして、重要なインフラの情報

セキュリティ対策に係る第三次行動計画の見直しに向けたロードマップが決定をされたところでござります。

重要インフラ防護の更なる対策強化に向けまして、このロードマップに従い検討を進め、行動計画の見直しについて今年度末を目途に結論を得ることとしております。

こうした取組を通じまして、官民の連携を一層強化しながら、サイバーセキュリティ対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

○又市征治君 ところで、最近は国境を越えたサイバーセキュリティ対策の強化に努めています。重要なわけでありまして、そのための国際的連携も進んでいるんだろうと思ひますけれども、その枠組みは一体どういうふうになつていて

か。また、体制が異なる中国であるとか、あるいはまたロシア等との連携というのは容易ではないと思ひますけれども、この連携状況はどのようになつていて、もう少し御説明いただきたいと思います。

○又市征治君 今後とも、こうした二国間あるいは多国間の政策対話等を通じまして、我が国のサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

委員お尋ねの中国及びロシアとの対話でござりますけれども、改めて申し上げるまでもなく、我が国のサイバーセキュリティの確保のためには中国及びロシアとの対話も極めて重要であると考えております。これまで日中韓の三か国によるサイバーセキュリティ協議、あるいは日ロのサイバーセキュリティ協議の場におきまして、サイバーセキュリティ分野における政策動向等について意見交換をしてきております。

○又市征治君 ところで、最近は国境を越えたサイバーセキュリティ対策の強化に努めています。重要なわけでありまして、そのための国際的連携も進んでいるんだろうと思ひますけれども、その枠組みは一体どういうふうになつていて

か。また、体制が異なる中国であるとか、あるいはまたロシア等との連携というのは容易ではないと思ひますけれども、この連携状況はどのようになつていて、もう少し御説明いただきたいと思います。

○又市征治君 今後とも、こうした二国間あるいは多国間の政策対話等を通じまして、我が国のサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○又市征治君 今後とも、こうした二国間あるいは多国間の政策対話等を通じまして、我が国のサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○又市征治君 今後とも、こうした二国間あるいは多国間の政策対話等を通じまして、我が国のサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○又市征治君 今後とも、こうした二国間あるいは多国間の政策対話等を通じまして、我が国のサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○又市征治君 今後とも、こうした二国間あるいは多国間の政策対話等を通じまして、我が国のサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

より、サイバーセキュリティの確保等に取り組んでいくこととしているところでございます。

具体的には、アメリカ、イギリス、オーストラリア等との二国間の協議、対話を通じまして各国と連携を強めるとともに、国連の政府専門家会合や官民を含む幅広い参加者を得たサイバーセキュリティ戦略本部が政府全体の総合調整をしてお

ります。

今後とも、こうした二国間あるいは多国間の政策対話等を通じまして、我が国のサイバーセキュリティの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

私は岩手県庁とかそれから市役所で勤務をした経験がありますけれども、本日は地方の観点からサイバーセキュリティ演習とデータセンターの一

点に絞つて質問をいたしたいと思います。

まずサイバーセキュリティ演習ですけれども、この一月からマイナンバー制度の利用とそれ

からマイナンバーカードの交付が始まっております。

今後、自治体がその管理、運用をしていくことになるので、これまで以上に自治体のセキュリティ対策が重要になってきていると考えております。

ただ、自治体は千七百余あります。都道府県、政令市から小さな町村まで多様であります。

この中で、県庁の情報システム担当者と村役場の担当者とではセキュリティに対する意識等に差がある場合もあると考えております。こうした

中の工夫をする必要があるというふうに考

えています。

自治体への演習の実施に当たっては、自治体

の実情を踏まえた効果的な演習を実施する、その

ための工夫をする必要があるというふうに考

えています。

○主濱了君 先ほど申し上げたとおり、マイナンバーについては一月から利用開始をされているのですが、そのカードの管理システムでの障害も結構発生していると。この上、更に情報セキュリティ面のトラブルが発生しないか、非常に不安であります。

さきに、このサイバー防御演習は今後自治体を中心に対象を拡大して、約五百組織、約一千五百人への受講を検討しているというお話をあつたわけあります。

伺いますが、マイナンバー制度の運用開始を踏まえ、マイナンバーシステムの運用主体である地方公共団体システム機構も含めて、早い時期に全ての自治体に受講させるべきであるというふうに私考えるわけですが、御見解はいかがでしょうか。

○副大臣(松下新平君) お答えする前に、先ほどちよつと数字間違えましたので、訂正させていただきます。平成二十七年度のサイバーフィルタ防衛演習の実績ですけれども、約二十名の方に受講いたいだと答弁したんすけれども、二百名の間違いでしたので、訂正させていただきます。

データセンターの地域分散を促進するための支援措置を追加すると、こうしたことでもございまます。前提として、まず日本のデータセンター事業の現状をどう捉えているか。具体的には、市場全体の動向、あるいはどのような事業者が運営を行っているか。それから、データセンターは首都圏に集中しているとも聞いておりますけれども、国内的にどのように分布しているのか。この辺について総務省の御認識を伺いたいと思います。

○大臣政務官(輿水恵一君) お答え申し上げます。

我が国のデータセンターの事業の市場規模は増加の基調にございまして、民間調査会社によりますと、平成二十七年で約一兆八千億円と試算をされていましたところがござります。

それで、御指摘のJ-LISに関してですけれども、御指摘のとおり、このことについて総務省としても取り組んでおりまして、既にJ-LISに対して受講を呼びかけております。J-LISに対しても、今年度に受講したいという意向であります。そのことを伺っております。

また、今回の法案に踏まえて、演習の規模や対象を拡大し、今年度からは地方総合通信局等を活用することが可能となり、安定的、継続的な実施体制の確保やその質の向上などが期待されます。

具体的には、地方自治体を含め演習対象を拡大し、平成二十八年度には約五百組織、約一千五百人に受講していただくこと、これまで東京を中心

参加していただきたいと考えてあります。また、NICTにおきまして必要な体制を整備し、演習用意し、より効果的な演習内容とすることなどを

しておき、地方自治体にも積極的に演習を受講していただき、サイバーセキュリティの向上が図られるよう取り組んでまいりたいというふうに考

えております。

○主濱了君 先ほど申し上げたとおり、マイナンバー技術を地方自治体のセキュリティ対策に役立てていただけるような働きかけも併せて行つていただきたいと考えております。

○主濱了君 確かに、本当に水が漏れていけないというふうに思います。そのためには、現場をしっかりと固める必要があるというふうに思つて

おります。地域住民の個人情報を大量に扱う地方公共団体において、とにかく重大な情報漏えいが発生しないようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、データセンターについて伺いたいと思

います。データセンターの地域分散を促進するための支

援措置を追加すると、こうしたことでもございま

ます。前提として、まず日本のデータセンター事業

の現状をどう捉えているか。具体的には、市場全

ての自治体に受講させるべきであるというふうに

私考えるわけですが、御見解はいかがでしよう

か。

○副大臣(松下新平君) お答えする前に、先ほどちよつと数字間違えましたので、訂正させていた

だときたいと思います。平成二十七年度のサイバーフィルタ防衛演習の実績ですけれども、約二十名の方に受

講いたいだと答弁したんすけれども、二百名の間違いでしたので、訂正させていただきます。

○副大臣(松下新平君) お答えする前に、先ほどちよつと数字間違えましたので、訂正させていた

だときたいと思います。平成二十七年度のサイバーフィルタ防衛演習の実績ですけれども、約二十名の方に受

講いたいだと答弁したんすけれども、二百名の間違いでしたので、訂正させていただきます。

○副大臣(松下新平君) お答えする前に、先ほどちよつと数字間違えましたので、訂正させていた

だときたいと思います。平成二十七年度のサイバーフィルタ防衛演習の実績ですけれども、約二十名の方に受

講いたいだと答弁したんすけれども、二百名の間違いでしたので、訂正させていただきます。

○副大臣(松下新平君) お答えいたします。

これまで総務省の予算事業といたしまして行つてきましたサイバー防御演習、CYDERは、国の行政機関や重要なフラ事業者を主な対象とし

て実施しております。平成二十七年度には約八十組織、約二十人の方に受講をいたしております。本法案を可決いたしましたら、NICTが演習の実施主体となりまして、長年にわたり蓄積してきたサイバーセキュリティに関する技術的知見や大規模な仮想ネットワーク環境を最大限活用することが可能となり、安定的、継続的な実施体制の確保やその質の向上などが期待されます。

具体的には、地方自治体を含め演習対象を拡大し、平成二十八年度には約五百組織、約一千五百人に受講していただくこと、これまで東京を中心

つきましても大企業から中小企業まで様々であると認識をしているところでございます。

データセンターの国内的な分布状況といたしましては、サーバールームの面積ベースで見ますと、やはり先ほど御指摘ございましたとおり、首

都圏に約六割が集中しているところでございます。

総務省といたしましては、我が国のデータセン

タ事業について、多様な事業者が参入し市場全體として拡大傾向にあるが、一方で地域的な偏在があるため、地方での整備を促進することが一つの課題となっていると認識をしているところでござります。

○主濱了君 東日本大震災から五年が経過をいたしました。全国から、また全世界から様々な応援をいただいているところであります。それで、被災された皆さんには今復興に向けて一生懸命頑張つてもらっている状況であります。先ほど片山先生からお話をありました、全国からかなりの物資がどんと一回に集まるわけであります。これをどうやってその被災された皆さんに届けるか、これ本当に重要な問題であります。

岩手県の場合は、これを岩手県トラック協会と

いうところに委託をいたしました。あそこはプロ

であります。そうすると、どんと全国から集まつてきたものを一か所に集め、それを分類し、そし

てそこから手際よく配つていくと、こういったよ

うな民間の利用の仕方もあるのではないだろうか

というふうに思つております。

いずれにせよ、こういったような全国からの支

援あるいは全世界からの支援、こういったような

ことが被災民の、被災された皆さんの背中を押し

て、一生懸命今頑張つているということです

いざれにせよ、こういったような全国からの支

援あるいは全世界からの支援、こういったような

ことが被災民の、被災された皆さんの背中を押し

て、一生懸命今頑張つているということです

いざれにせよ、こういったような全国からの支

援あるいは全世界からの支援、こういったような

ことが被災民の、被災された皆さんの背中を押し

て、一生懸命今頑張つているということです

発生したわけでありますけれども、岩手でも知事選と県議会議員選挙が予定をされておりました。沿岸市町村では、もう選挙人名簿はもとより、住基システムまでも全部津波で持つていかれたと、こういったような壊滅的な打撃を受けたところもあるわけであります。

しかしながら、内部のデータ専門会社、内陸のデータ専門会社に住基データ等を実はバックアップ、保管をしておったなんであります。そのことによりまして、知事選とかそれから県議選は本来の期日から、四月というところが五ヵ月足らずでもう行うことができたと、こういう状況であります。このデータを災害で影響を受けない場所で保管すること、これは本当に大事だと私どもは身にしみて感じているところであります。

先に進みますが、I-O-Tの時代が到来することでの、膨大なデータを扱うための施設としてデータセンターの重要性、これはもう増してきているものが多発する日本ではリスクの分散の観点から地方へデータセンターの設置を進めるべきであると、こういうふうに思っております。ただ、首都圏に先ほどありましたように六割が集中をしていると、こういうことでございましたけれども、災害が多発する日本ではリスクの分散の観点から地方へデータセンターの設置を進めるべきであると、質問でありますけれども、本法案では、地域分散化を進めるための財政支援を新たに設けると、こういうことでありますけれども、この制度で地方へのデータセンターの設置がどのように進むのか、御見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(輿水忠一君) 御質問ありがとうございます。

まさに委員の御指摘のとおり、本法案は、首都圏にデータセンターの約六割が集中していることを踏まえ、大規模災害のリスクへの対応や今後の全国的なI-O-Tサービスの展開を推進するため、首都圏以外の地域でのデータセンターの整備を促進しようとすると、具体的には、地方におけるデータセンターの整備におきましては、外部資金の調達や事業展開の見通しなどによ

り事業の立ち上げや拡張に支障がある場合があることから、助成金等の支援を行うこととするもの実はあるわけであります。

り事業の立ち上げや拡張に支障がある場合があることから、助成金等の支援を行うこととするものでございます。

総務省いたしましては、本法案に基づき、平成三十三年度末までの五年間で首都圏以外のデータセンターの設備の新設・増設等に関し五十件程度の支援を行うことを目標としており、こうしたデータセンターの設備が進展することを期待をしているところでございます。

○王濱了君 以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長(山本博司君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通

信・放送開発事業実施円滑化法等の改正案に反対の討論を行います。

まず、円滑化法改正案についてです。

本法案は、他社の利用を前提とし供用するテス

トベッドの整備や、データセンターの地方分散化

を促す支援、助成の業務をNICTの業務に追加

するものです。しかし、現在、データセンター等

を設置している事業者の上位を占めているのは資

本金一千億円規模を中心とした大手のIT関連企

業や通信事業者です。本法案はこうした事業者に

支援を行うものであり、大企業支援にはかなりま

せん。

一方、I-O-Tを推進するに当たり、その参画が

欠かせない中小企業からは、税制優遇、中小企業に対する助成措置、情報セキュリティの対応への支援を求める声が上がっています。この声にこ

そ応えるべきです。

また、これらの支援はNICTの信用基金の剩余金の運用益で行うとしていますが、元々、信用基金の出資金のうち二十八億円は旧日本開発銀行

時代のものであり、言わば国民の税金も原資にします。

次に、機構法改正案についてです。

本法案は、NICTの業務に、国の行政機関や重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ演習を追加します。国民のために安全で安心な情報通信ネットワーク環境を実現することは極めて重要です。しかし、この業務について、総務大臣がNICTの中長期目標の認可、変更をする際に、国家安全保障会議と密接に連携するサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聞くこととしています。新日本ガイドラインではサイバー空間の安全保障分野の連携強化に取り組むと位置付けられています。研究開発機関であるNICTが安全保障上の役割も担わされることになります。

なお、電気通信基盤臨時措置法について、我が党は、事業で利益を上げる大企業への支援であるとして反対してきました。廃止は当然であると考えます。

以上を表明して、討論といたします。

○委員長(山本博司君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

國立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本博司君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本博司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

平成二十八年五月十日印刷

平成二十八年五月十一日發行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

U